

総務企業委員会会議録

1. 日 時 平成24年9月10日(月曜日)
午前9時30分～午後0時45分
2. 場 所 委員会室
3. 出席委員 河本芳久 委員長 山中佳子 副委員長
竹岡昌治 委員 秋山哲朗 委員(議長)
村上健二 委員 西岡 晃 委員
三好睦子 委員 高木法生 委員
馬屋原 眞一 委員 坪井康男 委員
4. 欠席委員 なし
5. 出席した事務局職員
石田淳司 議会事務局長 岩崎敏行 議会事務局補佐
岡崎基代 議会事務局主査
6. 説明のため出席した者の職氏名
村田弘司 市長 林 繁美 副市長
高橋睦夫 病院事業管理者 波佐間 敏 総務部長
倉重郁二 総務部次長 奥田源良 総務部次長
田辺 剛 総合政策部長 篠田洋司 総合政策部次長
藤井勝巳 美東総合支所長 堀 洋数 秋芳総合支所長
金子 彰 病院事業局管理部長 千々松雅幸 病院事業局経営管理課長
中嶋一彦 市立病院事務部事務長 池田正義 美東病院事務部事務長
久保 毅 上下水道事業局長 三戸昌子 上下水道事業局管理業務課長
矢田部 繁 範 上下水道事業局施設課長 古屋勝美 会計管理者
西山宏史 監査事務局長

午前9時30分開会

委員長（河本芳久君） 皆さんおはようございます。只今より総務企業委員会を開会いたします。

それでは、先の本会議におきまして、本委員会に付託をされました市長提案6件につきまして審査をしたいと思っております。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

最初に市長さん。報告等ございましたら。

市長（村田弘司君） ございません。よろしくお願い致します。

委員長（河本芳久君） 議長さん。

議長（秋山哲朗君） 特にございません。よろしくお願い致します。

委員長（河本芳久君） 各委員さん報告等ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（河本芳久君） それでは議案第1号平成23年度美祢市水道事業剰余金の処分について、これと議案第2号平成23年度美祢市水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。二つの議案は関連がございますので、併せて執行部より説明を求めます。はい、三戸管理業務課長。

上下水道事業局管理業務課長（三戸昌子君） では議案1号美祢市水道事業剰余金処案と議案第2号平成23年度美祢市水道事業会計決算の認定について、2議案一括ということでございますので、一緒にご説明をいたします。

黒い背表紙の決算書をお出し下さい。まず平成23年度美祢市水道事業会計の認定からご説明をし、剰余金の処分を途中でご説明したいと思います。

平成23年度美祢市水道事業会計決算報告書でございます。1ページをお開き下さい。ご存知のように、平成23年度から市内全水道が企業会計になっております。昨年までと比べ金額が増えています。

まず収益的収入及び支出でございますが、収入の消費税込みの決算額は、一番下の行でございます。上水道事業収益と3簡易水道事業収益を併せまして、6億3,313万6,638円になりました。各事業収益ごとに申し上げますと、上水道事業収益が一番上でございます、2億3,511万1,908円、美祢簡易水道事業収益は1億5,480万1,868円、美東簡易水道事業収益は9,438万6,450円、秋芳簡易水道事業収益は1億4,883万6,412円でございます。

次ページ、2ページをお開き下さい。支出の消費税込みの決算額でございます

が、一番下の行でございます。上水道事業費と3簡易水道事業費を合わせまして、6億2,531万1,418円でございます。事業費ごとに申し上げますと上水道事業費は2億7,757万6,871円、美祢簡易水道事業費は1億973万6,970円、美東簡易水道事業費は9,006万513円、秋芳簡易水道事業費は1億4,793万7,064円でございます。

この結果、税込みの収入支出の差引額は782万5,220円の収入超過となりました。

では4ページをお開き下さいませ。資本的収支をご説明いたします。

まず収入でございますが、決算額は3億6,491万2,966円でございます。この中には小計の次の列にございますが、平成22年度から繰り越しました上水道厚保簡易水道の浸水対策事業の収入が入っております。地方公営企業法第26条の規定による繰越額にかかる財源充当額の欄でございます。8,600万円ほど借り入れております。これを含めまして、企業債が1億6,930万円、繰入金9,425万5,000円、負担金及び寄付金1,573万7,966円、国庫支出金4,668万、出資金3,890万円でございます。

次ページをご覧下さいませ。支出の決算額は5億8,430万1,647円でございます。建設改良費に繰越分9,836万1,483円を含めまして、3億4,518万9,505円、企業債償還金が2億3,911万2,142円でございます。

この結果、収入額の支出額に不足する額2億1,938万8,681円は、当年度分消費税資本的収支調整額893万5,082円及び過年度分損益勘定留保資金2億1,045万3,599円で補てんいたしました。

次に3の特例的収入及び支出でございます。地方公営企業法施行令第4条第4項の規定によりまして、この規定は法の適用の日の属する会計年度以前に発生した債権または債務にかかる未収金又は未払金は、法の適用の日の属する事業年度に属する債権または債務として整理するものとするというものでございまして、会計統合によりまして、旧簡易水道特別会計から引き継いだ未収金、未払金の額でございます。特例的収入としまして、3,489万5,491円、特例的支出は2,256万3,360円でございます。未収金の主なものは給水収益でございます。未払金の主なものは年度末まで契約のある委託料、ほかに公営企業移行支援業務委託料、

消費税等でございます。

それでは財務諸表についてのご説明をいたしますので、6ページをお開き下さい。損益計算書でございます。纏めて説明をいたします。

全ての営業収益4億3,290万7,056円と8ページにございます営業外収益1億7,793万9,223円を合わせました収益の合計額は、6億1,084万6,279円でございます。

費用としましては、7ページに表記してございます営業費用が合計しますと5億3,749万7,790円、8ページ、9ページの営業外費用が7億3,797万7,976円、これを合わせまして、6億1,129万5,766円でございます。

9ページに参りまして、収支の結果は中程、経常損失という欄がございますが、経常損失が44万9,487円になりました。これに特別利益76万3,781円を加え、特別損失の165万2,938円を差し引きますと、純損失が133万8,644円になりました。純損失を前年度からの繰越利益剰余金2,932万3,167円で補てんいたしますと、当年度の未処分利益剰余金は2,798万4,523円になりました。

10ページA3版でございますが、お開き下さい。剰余金計算書でございます。公営企業法が改正されまして、様式が表形式に変わっております。

10ページの表の一番左の列ですが、この中に美東・秋芳から引き継いだ金額のご説明を申し上げます。一番左の列でございますが、当年度変動額という欄の下に特別会計統合による増とお示した行がございます。これが、旧簡易水道特別会計から引き継ぎました資本金、剰余金でございます。

資本金が17億9,883万200円でございます。これには、自己資本金と借入資本金が入っておりまして、自己資本金が3億7,736万6,660円、借入資本金は14億2,109万3,534円でございます。

次に資本剰余金でございますが、受贈財産評価額、寄付金はございません。国庫補助金10億1,284万3,368円、工事負担金1億3,413万2,470円、一般会計繰入金6億4,087万465円でございます。資本剰余金の合計が17億8,784万6,303円でございます。

一番右の欄でございますが、資本金、資本剰余金の合計が35億8,667万

6,503円でございます。これが、旧簡易水道特別会計から引き継いだ資本、資本剰余金でございます。

次ページの11ページをお開き下さい。議案第1号の剰余金の処分でございます。これも様式が変わっております。資本金、資本剰余金は処分せず、先程ご説明申し上げました平成23年度の未処分利益剰余金の中から2,000万円を建設改良積立金に処分し、繰越利益剰余金として、798万4,523円を繰り越したいと存じ、お諮りするものでございます。

次に12ページをお開き下さいませ。期末の貸借対照表でございます。まず資産の部でございます。固定資産の合計が12ページの一番下の行でございます、71億6,121万7,869円でございます。これに次ページにございます流動資産でございますけど7億1,328万5,383円を加えますと、資産の合計は78億7,450万3,252円でございます。

次に負債の部でございます。固定負債、流動負債を加えました負債合計は13ページ一番下の行にございます1億5,453万3,417円でございます。

次ページ、14ページに参りまして、資本の部でございます。資本金合計が一番右の列でございますが、36億8,262万5,558円でございます。資本剰余金、利益剰余金を加えた剰余金合計は右端の列の下から3行目でございますが、40億3,734万4,277円、資本合計は77億1,996万9,835円、負債資本合計は78億7,450万3,252円でございます。

次に事業の報告でございます。17ページをお開き下さいませ。

上水道、簡易水道とも平成22年度からの繰越事業の浸水対策事業を行っております。合わせて8,616万7,000円でございます。ほかに上水道では、荒川地区配水管布設替等の工事、上水道区域拡張工事に於福下地区の工事など、次ページの一番下の行に合計がございます。合計14件、1億1,938万5,000円を行っております。

次ページから簡易水道事業でございます。簡易水道工事では、社会復帰促進センターの定員増加に対処した麻生簡易水道水源増補改良工事ほか、美東簡易水道、綾木東部簡水配水管移設等工事、厚保簡水、秋吉簡水等の布設替工事など16件の7,979万7,900円を執行しております。

次に21ページをお開き下さい。業務の報告でございます。

上水道は年度末給水戸数は4,964戸でございます。年間給水量は、下から3行目でございますが、146万7,049立方メートルでございます。一日平均給水量は4,008立方メートルでございます。簡易水道は、3簡易水道併せまして、給水戸数5,488戸、年間給水量は152万7,812立方メートル、一日平均給水量は4,174立方メートルになりました。

それでは、30ページをお開き下さい。起債及び一時借入金の状況でございます。企業債でございますが、上水道区域拡張事業に3,050万円、麻生簡易水道水源増補改良事業、厚保簡易水道配水管布設替えに簡易水道債、過疎債合わせまして、5,280万円を借り入れました。ほかに浸水対策事業で上水3,010万円、簡水債2,800万円、過疎債2,790万円を発行いたしました。平成23年度末の企業債残高は、32億165万6,374円になりました。

次に財務諸表付属明細書により収入支出の内容の主なものをご説明をいたします。31ページをお開き下さい。税抜きでございます。上水道事業収益からでございます。

上水道では、営業収益のうち、給水収益が1億8,614万9,102円、前年比101.8%でございます。上水は水量が伸びておりまして、水量の前年比は101.7%ございました。給水負担金が30件分、108万円でございます。営業外収益は、合計3,508万2,714円でございます。前年比78.7%でございます。次に特別利益が76万3,781円です。

次に、美祢簡易水道事業収益でございます。水量は前年比102.9%でございます。給水収益は106.2%の5,499万7,293円でございます。

次ページに参りまして、給水負担金は39件、196万円でございます。これは、社会復帰促進センターの官舎、メーターの口径増設が主なものです。営業外収益の主なものは、繰入金が9,452万9,000円でございます。

次に美東簡易水道事業収益でございますが、美東の給水量は前年度比にして99.7%ございまして、給水収益は8,733万7,515円でございます。次に給水負担金が13件、128万円でございます。営業外収益では繰入金120万1,000円でございます。

次に秋芳簡易水道事業収益でございます。水量は前年の94.9%ございまして、給水収益は9,574万8,738円でございます。給水負担金は98万5,

000円でございます。営業外収益は繰入金が4,711万円、上水・簡水合わせました収入合計は6億1,161万60円でございます。

次ページ34ページをお開き下さい。支出でございます。上水道事業費は2億7,024万3,684円でございます。原水及び浄水費は5,344万4,186円、主なものでは委託料が1,113万6,892円、動力費2,155万9,135円、薬品費1,610万4,456円を支出しております。配水及び給水費でございます。4,077万9,229円を支払っております。主なものは委託料の476万5,000円、修繕費1,572万5,886円でございます。

次に総係費でございます。2,660万8,621円の支出になりました。主なものは委託料でございます、検針業務など526万4,428円でございます。

次に減価償却費でございますが、9,678万4,475円でございます。資産減耗費を1,385万1,049円支出しております。上水のポンプ場の浸水対策工事、管路の布設替えによる除却が主なものでございます。

次に営業外費用が次ページでございますが、3,838万589円でございます。企業債利息でございます。企業債利息は前年度比95.9%の3,728万6,883円でございます。特別損失は会計上の不納欠損でございます。93件、39万5,535円でございます。

次に美祿簡易水道事業費でございます。合計で1億812万9,442円でございます。委託料が525万160円、水質検査等の手数料が229万6,423円、修繕費が1,361万979円、動力費が855万7,876円でございます。下にまいりまして、減価償却費が4,053万7,422円、資産減耗費が1,323万1,414円でございます。厚保簡水の浸水対策事業の除却費が主なものでございます。

営業外費用でございますが、支払利息は前年度比105%の1,076万159円、次の特別損失でございますが、会計上の不納欠損でございます、10件、2万9,900円でございます。

次に美東簡易水道事業費のご説明をいたします。事業費は8,838万477円でございます。主なものは委託料1,025万9,697円、次ページでございます。修繕費が841万3,930円、動力費が1,043万696円、薬品費が111万3,960円でございます、減価償却費は3,785万5,316円でご

ざいます。

営業外費用でございますが、支払利息は240万3,299円、特別損失、過年度修正損でございますが、138件、100万9,189円を不納欠損したものでございます。

次に、秋芳簡易水道事業費でございます。1億4,619万5,101円でございます。主なものとしましては、委託料が1,300万5,330円、修繕費866万962円、動力費999万4,364円、薬品費が96万560円、下の減価償却費にまいりまして、6,963万5,538円、営業外費用では支払利息が2,222万1,034円でございます。特別損失が不納欠損94件、21万8,314円でございます。以上、支出の合計額は6億1,294万8,704円でございます。

次ページ40ページにまいりまして、資本的収入でございます。企業債は1億6,930万円を借り入れております。先程ご説明申し上げたとおり、上水道が6,060万、簡易水道が1億8,700万円でございます。

次に繰入金でございますが、一般会計から元金償還金に対する繰り入れを7,928万円、簡易水道特別会計を公営企業に移行する支援業務に対しまして、1,501万5,000円を繰り入れております。

次の負担金及び支出金でございます。通常の工事負担金、拡張された水道に加入する負担金でございますが、これが3件、105万円。ほかに県道下関美祢線道路改良に伴う配水管布設替工事をしてありますが、山口県から1,468万7,966円を補償していただいたものでございます。

次の国庫支出金、出資金でございますが、両者とも上水道区域拡張工事に対してのものでございます。資本的収入の合計は一番上の行、3億6,491万2,966円でございます。

最後です。支出でございます。建設改良費に3億4,518万9,505円、上水道配水設備改良費が1億8,632万5,499円、先程申し上げました工事のほか、委託料は浸水対策事業の設計委託料378万円、上水道拡張事業の設計、実施設計等361万5,300円等の合計3,610万5,300円でございます。

次に簡易水道配水設備改良費でございます。工事請負費のほか、厚保ポンプ所浸水対策工事実施設計541万5,000円、麻生簡易水道水源増補改良工事の実施

設計 73万5,000円、於福簡易水道西寺地区水源調査委託料が204万7,500円等を支払っております。用地費は厚保浸水対策工事、於福簡水西寺水源用の用地でございます。補償費は厚保簡易水道の電柱移転工事でございます。

次の量水器購入費では、メーター器を347万5,770円購入しております。固定資産購入費ですが、機械及び装置購入費でポンプ類を255万1,500円、上水道ポンプ所のデータログを225万7,600円などを購入しております。

次の企業債償還金でございますが、先程ご説明しましたので省略いたします。44ページ以降に詳細を提示してございます。以上、ご説明申し上げました。

委員長（河本芳久君） 説明が終わりました。ところで冷房が効いておりませんので説明のために、上着をどうぞとって下さいませ。どうぞご遠慮なく。

それでは最初に議案第1号平成23年度美祢市水道事業剰余金の処分について、ご質疑はございませんですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（河本芳久君） 一応反対意見、その他ございませんですか。はい、坪井委員。

委員（坪井康男君） 意見ではないんですけども、長々と数字の羅列されるの聞きまして、要するにメリハリがもう少しついた説明というのはできないものでしょうか。こんなもんなんですか。長々と数字を聞いても何のことやら意味不明です。ごめんなさいね。だからもうちょっとメリハリ効いた説明をお願いできませんでしょうか。こんなもんですか。委員長さんすいません。

委員長（河本芳久君） 一応必要な部分については十分ご説明を時間をかけてよろしゅうございますが、メリハリをつけたご説明をよろしく願います。はい、村田市長。

市長（村田弘司君） せっかく総務企業の委員の方々がいらっしゃるわけですから、執行部とすれば微に入り細に入り丁寧に説明したんですが、理解不能ということであれば、簡略に説明をさせていただきます。以上です。

委員長（河本芳久君） それでは委員の皆さん。そういったことで一応各自が審査されておりますから、そういったことでまた質疑をお願いしたいと思います。（発言する者あり）はい、どうぞ。三好委員。

委員（三好睦子君） 簡略にといわれても、ちょっと今のように詳しく言ってもら

ったほうが。メリハリがないと言われたって一生懸命聞いてたんですが、どうでしょうか。

委員長（河本芳久君） 今、そういった意見もございます。委員の皆さんほかにご
ざいませんでしたら、一応十分説明もお願いしたいが、それにはメリハリをつけて
よろしくお願ひしたいと（発言する者あり）はい、村田市長。

市長（村田弘司君） 大変非常に難しいご注文されるけれども、肝心なところかい
つまんで微に入り細に入りご説明したわけですよ。執行部のほうはですね。これを
メリハリをつけれというふうにおっしゃいますと、執行部のほうで気に入ったとこ
ろだけ、都合が良いとこだけ張りを付けて説明するという形にもなりかねませんの
で、その辺はちょっと時間がかかりましたけれども、詳しいことをちゃんとご説明
しておるといふことでご理解を賜りたい。以上です。

委員長（河本芳久君） はいわかりました。各委員、そういった執行部の説明の趣
旨についてご理解をいただきたいと思ひます。

それでは一応1号議案について、全員異議なしと認めてよろしゅうございませ
か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（河本芳久君） それでは議案第1号は原案のとおり可決をされました。

次に議案第2号平成23年度美祢市水道事業会計決算の認定についてご質疑はご
ざいませんですか。はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） 先の本会議で水道会計の議案説明の折りに、議長のほうにお
願ひをいたしました資料がきょう配付されました。

これを見ながらまず有収率の場合、麻生簡水が65.96、非常に有収率が悪い
なというのが実感です。

それからそれを仮に改善しても、私は本会議場で確か1,000万円ぐらい近い
改善できるのではないかと申し上げましたが、その時は大きな勘違いしてましたの
で、発言は訂正させていただきます。

長年、議会が有収率を改善することによって、収益が改善されるところ勘違いを
しておりました。有収率が上がるとですね年間の配水量が減ってくるという逆の考
え方ですね、これ岡山議員も常に有収率の改善については言われてたんですが、こ
うして試算を見ますと、逆には有収率を今回試算したのは81.18というのは、

これは一応簡水の平均値の有収率なんですね。これでやっていただいても5万8,000立米、麻生簡水が美祢簡水の中で大きなウエイトを占めてるわけですから、5万8,000立米ということになると10%ぐらい全体の総水量が少なくてすむと。もっと言い換えれば、上野や四郎ヶ原をそっくりその分だけ送水がいらんようだけ節減できる、これはわかりました。

わかりましたが、コストが試算をしますと93万5,000円ほどコストが下がる。変動費の扱い方が時間外勤務手当、薬品費、動力費ということですから、そうしますと、たいした金額にはならんと。私はやっぱしこれ一般の企業なら原価が変動費、固定費の区別の仕方が違うわけですが、仮にこの程度でということになりますと、おそらく皆さんの3枚目の中に漏水の修繕実績というのがありますよね。これ1,000万円ぐらいかけてるんですね。美祢の簡水だけいいますと、260万かけても仮にここに麻生集中して改善したとしても、相当な金額かけてもたいしたコスト削減には繋がらないということが、よく理解出来ました。

そこでじゃあ簡水を有収率を上げるよりは、端的な言い方をすると、2ページ目に未収金の明細がございますよね。美祢の簡水は平成14年、これも資料お願いしたんですが、以前はありません。ゼロなんですね。美東簡水は実に昭和62年から二十数年前からこうした未収金がずっと残ってる状態になっております。これは昨年までは回収率ですか未収金の、監査報告みてもその程度しかないわけですが、今年から企業会計に移行したんで、こうした未収未払いが浮かび上がってきました。

この辺でお尋ねをしたいんですが、今年の監査意見書の中に回収のマニュアルを作って、それに改善をしたらどうかという纏めがあったと思います。この辺の取り組み、昭和62年から企業会計なって初めて分かったと言うんですから、原因はお分かりかどうかわかりませんが、決算期に資産、負債、資本を確認するというの一番大事な決算の業務でもあるわけですから、これが確認が取れてる金額なのかどうか、これが一点ですね。

それからもう一つは減価償却がかなり秋芳多い。これは投資が新しいんだらうと。あるいは未償却残高が20億以上ありますよね、美東は小さいと。そうすると将来的に美東は逆にいえば修繕費がよけいかかるんじゃないかと。今回資本剰余金で積立やったりされてますが、今後この辺についてどういうお考えなのか、取りあえずこの2点の質問をさせていただきます。

委員長（河本芳久君） はい、それじゃ水道局のまず最初の未収金の回収についてのご質問。はい、三戸管理業務課長。

上下水道事業局管理業務課長（三戸昌子君） 未収金の確認でございますが、この表のとおり美東簡易水道では昭和62年度から未収金が残っております。これについては只今滞納整理マニュアルを整理しておりますので、その滞納整理マニュアルの中で慎重に扱いを考えまして、時効の中断のできるものはそのまま徴収し、時効の中断の出来ない居所が不明、死亡などの者は、その滞納マニュアルの規則に従って処理をしないと、不納欠損をしないとっております。取り扱いでございます。

委員長（河本芳久君） 今のご説明で（発言する者あり）一つは不納欠損としての処理のこともちょっと触れられました。送水について何らかの対応をとということも進められましたが、もう少しその辺りを明確に。（発言する者あり）はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） 多分ですね、公営企業会計に移行するためにコンサルが使われたと思うんですね。さっきも申し上げたように決算の時に、資産や負債や資本を確認するというのは大事な作業なんです。おそらくコンサル、もっと掘り下げたらコンサルがしたかどうかなんです。債権確認を。してなかったら、今、課長がいわれるようにマニュアルに基づいてと言うたって、もう二十数年も前の債権をいくら時効中断しましょうというたって私はできないと思うんです。

従って、これはむしろ政治的判断だろうと思うんで、市長にお答えをいただきたいんですが、コンサルにお願いした時に、そこまでやらなかったらと思うんです。だからこういう状態が出てきたと思うんですが、今後コンサルもう企業会計に移行するっちゃうのは、あまりないでしょうけど、観光会計を将来どうするっちゃうのはあるでしょうが、この政治的判断になると思うんですね。これだけの古い金額をいつまでも尾を引っ張っても、私は債権回収できないというふうに思います。

私はかつて東厚保農協が閉鎖する直前に、17年間の債権確認やりました。その時ですね月夜ばっかしではないぞと脅されたんですが、結果としては17年間の債権確認は不可能でした。ですから結果的には閉鎖というような状態がおきたんですが、そういう体験を若い時したんですが、その辺でコンサルは確認したかどうか、それから今後このことについては、もう二十数年も前の話ですからどう処理されるか、政治的な判断だろうと思うんですね。市長さんのほうでひとつお答えいただき

たいと。

委員長（河本芳久君） はい、どうぞ関連質問であれば。はい、坪井委員。

委員（坪井康男君） 今のご質問に関連してなんですが、そもそもこういう債権の時効は私の常識では10年で消滅時効にかかると思っておりますので、もう大半のものは消滅時効にかかっております。時効中断とおっしゃいましたけど、それは中断原因がある場合には中断できるんであって、もうね時効にかかっているものはどうしようもないんですよ。だからそもそもそういうものをここに計上すること自体がいかがかと関連して質問します。

委員長（河本芳久君） それでは今、最初市長答弁よろしく申し上げます。

市長（村田弘司君） 今の竹岡委員、坪井委員の両方合わせて私のほうでお答えいたしましょう。

時効消滅のことを今、坪井委員がおっしゃいましたけど、消滅時効のことについては、当然私もよく知っておりますし、担当のほうも理解をしております。督促行為というのは令書を発送して一回しかできませんけれども、あと催告ですね、滞納しておられるからちゃんと義務に従って払っていただきたいと、相手に認識をさせておる限りは時効は止まるという法的な解釈があります。そのことをきっちりしておれば、例え10年を経過しておろうが、20年経過しておろうが、時効消滅にはかからないと。消滅時効にはかからないということがあるわけですけども。ご承知のように我々は合併をしまして、今回上水道と、それから美祢簡易水道と美東簡易水道と秋芳簡易水道と皆地方公営企業法の適用をさせるという行為を行った訳です。これはですね先程竹岡委員がおっしゃったように資産、負債、それから資本金ですね、これがバランス出来るように、ちゃんときっちり精査する必要があります。その中で美東・秋芳の滞納にかかっておる分が、コンサルを通じて明らかになってきたということでございます。

このことの今の催告ということをお話を申し上げたけれども、過去それがきっちり行われておるということであれば、時効の中断が起こりますので、なかなか消滅時効にかけることは難しいですけども、その証拠がない限り、これはやはり竹岡委員がおっしゃいましたように、非常に過去数十年、二十年ですかね、以上かかっておるのがあります。経ってるのがあります。もう既に中断しておらずとも、対象である方がお亡くなりになって、その義務を引き継ぐ方も不明であるというケース

もおそらく明らかになってると思いますので、含めまして時効として落とすのか、それとも法的な行為をもってその不明なものに基づいて落とすということの法的な措置もごさいますので、その辺をしっかり精査をして、処分すべきものはきっちり担当部署のほうに処分をさせたいというふうに私は政策的に考えております。政策的と言いますか、私の判断とすれば、そういうふうな意思で担当部署のほうにきっちりやると。そうしないと将来に向かって、不明な滞納金が常にこの美祿の水道の地方公営企業法の会計の中の袋の中に入り続けたまま、化石のように残っておるということは将来の方々に対して、また給水を受けておられる市民の方に対して、それは避けるべきだろうというふうに思ってますのでそのことを踏まえた上で、厳正にきっちり処理をいたしたいというふうに思います。以上です。

委員長（河本芳久君） どうぞ。はい、坪井委員。

委員（坪井康男君） 今の市長さんのご回答もっともだと思いますが、もう一つだけ私の民法の勉強した範囲では、催告をしても法的な催告をしない限り、貸し金だってそうですよ、お前払えよと言っただけでは催告にならないと、ちゃんと裁判所に訴えるというようなことをしないと時効は中断しないよというふうに理解してるけれども、いかがでしょうかその点。

委員長（河本芳久君） はい、市長。

市長（村田弘司君） きっちりですね催告行為を行政として履歴を残して発送しておることが残っております。このことは法的に催告行為を起こしておるという証左にもなりますし、それが万が一先方のほうより、時効が中断しておるんじゃないかということの申し立てがあったとしても、そのことをもって裁判所等にそのことをちゃんと申し上げた段階で、時効が中断してないということが明らかになるというふうに理解をしております。

委員長（河本芳久君） はい、どうぞ。坪井委員。

委員（坪井康男君） 税務債権ですら5年で消滅します。税務署は盛んに請求をします。ですから今の市長さんのお話、ちょっと理解苦しみます。（発言する者あり）

委員長（河本芳久君） はい、どうぞ。竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） すいません。引き続きありますので。それとですね、先程申し上げた有収率改善によってコスト削減をという話を申し上げました。簡水の、例

例えば麻生簡水を集中的にやったら改良したら、例えば麻生簡水を平均並みに持っていったら、有収率も大幅に美祿の簡水が平均値に戻ると。

ところがコストの問題の話なんです、簡水の金利が3,500万円ぐらいかかってます。非常に金利が高いというのが一つ。中を見させていただきますと5%近い、4.65とか4.7とか高いのがあるわけですね。これが制度上、借り換えが出来るのかどうかというのが一点とですね。

それからもう一点は、公営企業会計は今日までは借入金いわゆる起債が資本金に組み入れられてると。今後それがおそらく一般企業会計と同じような負債に位置付けると聞いてるんですが、その辺の時期、それからそうすると長期借入金、短期借入金と分けられるようになるんだと思うんですね。今のところ借入金資本を、借入金を早く言えば資本に組み入れてあるから、いわゆる投下資本と資本金がだいたいバランスが取れてますよね、七十数億ということで。それが借入金30億もありますから、バランスが違ってくると。そうした中で、今後の公営企業会計の表示の仕方、我々も理解をしていかなきゃいけないので、わかる範囲でいいですが、お答えをいただきたいと思います。

委員長（河本芳久君） 三戸管理業務課長。

上下水道事業局管理業務課長（三戸昌子君） まず第1番目のご質問でございます。借り換えでございますが、借り換えについては財務省で利率を指定しまして、借り換えの募集をすることがございますので、その時に丁度良いものがありましたら、利率的に合うものがありましたら、借り換えをしたいと思います。

第2問目でございますが、借入資本金の問題でございます。今日までは起債は資本金としてなっておりますが、平成26年度に公営企業法が会計制度が改革されます。その時に借入資本金は負債として扱うように変更される予定でございます。

委員長（河本芳久君） 竹岡委員よろしゅうございますか。（発言する者あり）第2号に対して、他の質問事項、質疑は。はい、三好委員。

委員（三好睦子君） 美東は未収金が多いということなんですけど、これって美東の場合は企業もこの簡易水道を使っていたのでしょうか。どうかなと思った点が、21年度は17ページの表では美東の場合、21年度は134件で、22年度が1,861件になっているんですけど、これはちょっと見たら13倍なんで、これって企業とかも入っているのかなとか思ったんですけど、企業は自社でボーリング

していたんでしょうか。リーディングプラザも行って見たことありますけど、その水の件についてちょっとわからないんですが、美東の場合は企業の給水はどうなっているのかお尋ねします。

委員長（河本芳久君） はい、三戸管理業務課長。

上下水道事業局管理業務課長（三戸昌子君） 三好委員の質問にお答えします。美東簡水でございますが、委員さんのおっしゃる企業でございますが、それは商工のほうの専用水路で賄っていると聞いております。

それと未収金が多くなってる問題でございますけれども、ことしは3月31日、4月1日が土曜日、日曜日でございますので平成24年3月分の口座振替が4月2日に入っております。それで毎年でしたら3月末に入るものが、4月2日に入っております。未収金が増える状態でございますが、4月2日には前年度並みに入っております。

委員長（河本芳久君） 三好委員よろしゅうございますか。ほかにございませんでしたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（河本芳久君） 議案第2号については一応反対、賛成それぞれのご意見ございませんか。

ないようでございますので、（発言する者あり）はい、どうぞ。竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） 一番最初に申し上げた有収率の改善、これは岡山議員の特許ですが、そうはいつでも69.96の麻生簡水については、ちょっとひどいだろうと思うんですね。さっきも申し上げました5,800立米もギャップが出てくるわけですから、この辺を今年度でも来年度でも良いんですが、重点的にちょっと調査をしたらどうかという意見とですね。言い方は悪いけど漏水が多くなって水量が足りないという事態が起きたらちょっと困るんですが、それでなかったら例えば、それを今の麻生簡水と合わせて未収金の回収に重点をおくと、1年度ぐらいはそうした大きな改善を図られたらいかがでしょうかという意見にしようと思ったけど、ちょっと質問にします。市長が言うてかもしれんから。

委員長（河本芳久君） 要望ではないですか。（発言する者あり）質問じゃなくて今2件ほどの委員としての要望が出ております。その件については委員の皆さんいかがですか。何か執行部でご意見ございましたら。（発言する者あり）今の2件に

については重点的な事業として、回収と有収率を改善するための方策をとっていただきたいと、これは委員としての要望が出ておりました。取り上げます。

それでは他に意見がございませんでしたら、議案第2号を全員異議なしと認めてよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（河本芳久君） よろしゅうございますか。それではよって議案第2号は原案のとおり認定いたすことにいたします。ここでちょっと5分ばかり次の議題に（発言する者あり）暑いようですから、ちょっと40分から再開いたしますので、しばらく休憩させて下さい。

午前10時32分休憩

午前10時42分再開

委員長（河本芳久君） 次に議案第3号平成23年度美祢市病院等事業会計決算の認定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。千々松経営管理課長。

病院事業局管理部経営管理課長（千々松雅幸君） それでは、議案第3号平成23年度美祢市病院等事業会計の決算についてご説明させていただきます。

白い背表紙の決算書の2ページをお開き願います。

最初に美祢市病院等事業会計の決算総計についてご説明申し上げます。まず収益的収入及び支出についてであります。収入において、第1款病院事業収益が、決算額36億2,789万7,137円となり、予算額に対して1,117万7,863円の減となっております。

続いて第2款介護老人保健施設事業収益では、決算額3億5,795万445円で、予算額に対して9万6,555円の減となっております。

最後に、第3款訪問看護事業収益では、決算額が4,206万6,237円で、予算額に対して91万4,763円の減となっております。

合計いたしますと、決算額40億2,791万3,819円となります。

一方、支出におきましては、まず第1款病院事業費用が決算額35億7,600万8,160円で、不用額が4,695万5,840円となっております。

続いて、第2款介護老人保健施設事業費用が、決算額3億4,444万2,61

6円で、不用額が601万4,384円となっております。

最後に第3款訪問看護事業費用が、決算額4,151万9,912円で、不用額が59万3,088円となっております。

合計いたしますと決算額は39億6,197万688円となります。この結果、収入支出の差引は、6,594万3,131円の黒字となりました。

次に、資本的収入及び支出についてであります。4ページをお開き願います。

まず第1款病院事業資本的収入が決算額3億1,457万9,000円で、予算額に対して8,600万円の減となっております。

続いて、第2款介護老人保健施設事業資本的収入は、決算額3,410万円で、予算額に対して320万円の減となっております。合計いたしますと、決算額は3億4,867万9,000円となります。

一方、支出におきましては、第1款病院事業資本的支出が決算額4億2,776万1,848円で、不用額は7,721万4,152円となっております。

そして、第2款介護老人保健施設事業資本的支出は、決算額2,969万4,987円で、不用額320万3,013円となりました。

合計いたしますと、決算額は4億5,745万6,835円となります。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億877万7,835円は、消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

続きまして、本市の病院事業等の施設ごとに見た平成23年度の経営状況につきまして、もう少し詳しくご説明をしたいと思います。

お手元に配付しております白い背表紙の平成23年度美祢市病院等事業会計決算概要説明資料を使いまして、前年度との比較を中心に説明をさせていただければと思います。32ページをお開き願います。

初めは美祢市立病院の経営状況についてであります。なお、この表の決算額は、税抜きベースでありまして、損益計算書の数値と整合をさせております。

まず病院事業収益は21億9,455万1,724円で、前年度と比較しますと7,540万3,101円、3.3%の減となっております。

このうち病院医業収益は19億4,399万4,795円で、前年度より1億1,752万5,330円、5.7%の減となっております。なお、病院医業収益

のうち、入院収益については11億5,314万3,319円で、これは入院患者数の減によりまして、前年度より292万1,495円の減となりました。

また、外来収益は6億5,057万5,075円で、こちらは外来患者数の減及び昨年10月4日から院外処方へ切り替わったこと等により、前年度より1億2,472万4,626円の減となりました。

患者数につきましては、右の説明の欄にもございますが、まず入院について延べ患者数が4万6,405人、1日平均126.8人で、前年度と比較して1,639人、1日平均では4.8人の減となっております。

また外来につきましては、延べ患者数が5万726人、一日平均203.1人で、前年度より1,953人、一日平均では9.4人の減少となっております。

その他医業収益は1億4,027万6,401円で、前年度より1,012万791円の増となっております。

次に病院医業外収益ですが1億9,931万1,929円で、前年度より3,464万229円の増となっております。

次に病院経営改革事業収益であります、5,124万5,000円で、これは全額市からの補助金であります。一方、支出におきましては、病院事業費用は21億5,352万7,109円で、前年度より7,026万2,627円、3.2%の減となっております。

このうち、病院医業費用は20億3,783万9,729円で前年度より6,222万9,715円の減少となっております。病院医業費用におきまして減少いたしました主な要因は、先程申しました院外処方に伴います薬品費の減少であります。

次に病院医業外費用は6,939万3,437円で、雑損失の減により前年度と比較して577万4,615円の減となっております。

続いて病院経営改革事業費用は4,558万3,155円で、給与費とシャトルバスの運行経費の増により、前年より810万812円の増となっております。

次に、特別損失が71万788円で、これは美祢市病院等事業使用料手数料条例の債権放棄の規定に基づき、診療等に係る使用料等を不納欠損処理したものであります。

以上の収支を差し引きいたしました4,102万4,615円が当年度の純利益

ということになります。

続きまして、美祢市立美東病院の経営状況についてご説明いたします。33ページをお開き願います。

まず病院事業収益では14億2,662万9,346円で、前年度と比較しますと1,125万806円、0.8%の増となっております。このうち病院医業収益は11億7,734万9,326円で、前年度より1,513万1,283円、1.3%の増となりました。

なお、病院医業収益のうち入院収益については8億2,228万4,651円で、前年度より、入院患者数の増加により2,343万6,655円の増となりました。

また、外来収益は2億3,790万8,240円で、外来患者数の減少により、前年度より1,993万5,285円の減となっております。患者数につきましては、入院の延べ患者数が3万4,315人、一日平均93.8人で前年度と比較して852人、一日平均で2.1人の増となっております。

また、外来患者数につきましては4万2,352人、一日平均173.6人で、前年度と比較して3,600人、一日平均で15.5人の減となっております。その他医業収益は1億1,715万6,435円で、前年度より1,162万9,913円の増となっております。

次に病院医業外収益ですが、2億4,928万200円で、前年度より388万477円の減となっております。一方、支出におきましては、病院事業費用は14億1,666万9,310円で、前年度より6,605万8,860円、4.5%の減となっております。このうち、病院医業費用は13億4,402万9,846円で、前年度より6,166万4,421円、4.4%の減となっております。主な要因は、看護職給・手当と退職給与金の減であります。

次の病院医業外費用は7,263万9,464円、前年度と比較して12万9,894円の減となっております。

以上の収支を差し引きいたしました996万36円が当年度の純利益ということになります。

次に、介護老人保健施設グリーンヒル美祢についてであります。34ページをお開き願います。

まず介護老人保健施設事業収益は3億5,771万3,612円で、前年度と比較して2,851万4,121円、8.7%の増となっております。その内訳として、入所運営事業収益は2億8,619万7,493円で、入所者数の増に伴い、前年度と比較すると1,579万7,425円、5.8%の増となりました。

次に短期入所運営事業収益は1,619万3,150円で、前年度と比較すると、短期入所者の減に伴い、前年度と比較すると164万4,821円、9.2%の減となりました。

続いて通所運営事業収益は4,573万1,113円で、前年度と比較すると509万3,442円、12.5%の増となりました。利用者の数については、まず延べ入所者数は2万3,839人、一日平均65.1人で、昨年度と比較すると1,395人、一日平均3.6人の増となっております。

次に、短期入所者は延べ1,059人、一日平均2.9人で、前年度と比較すると212人、一日平均0.6人の減となっております。そして通所者数は、延べで4,569人、一日平均18.7人で、前年度と比較して495人、一日平均1.9人の増となりました。

次に、運営事業外収益は959万1,856円で、前年度と比較して926万8,075円の増となっております。一方、支出につきましては、介護老人保健施設事業費用が3億4,440万3,283円で、前年度と比較して466万4,598円、1.4%の増となっております。このうち、入所運営事業費用が3億733万4,656円で、前年度と比較すると712万925円、2.4%の増となっておりますが、これは主に退職給与金の増によるものであります。

次に、通所運営事業費用は2,303万9,559円で、前年度と比較して159万703円、6.5%の減となっております。

運営事業外費用は1,402万9,068円で、前年度と比較して19万1,272円、1.3%の減となっております。

以上の収支を差し引きいたしました1,331万329円が当年度純利益ということになります。

次に訪問看護ステーションについてであります。35ページをお開き願います。訪問看護事業収益は4,206万734円で、前年度と比較して410万

1,649円、10.8%の増となっております。そのうち、訪問看護事業収益は3,708万3,920円で、前年度と比較して86万9,450円、2.3%の減となっております。利用者の数については、延べ4,285人、一日平均17.6人で、前年度と比較して183人、一日平均0.8人の減となっております。

次に訪問看護事業外収益は497万6,814円で、前年度と比較して497万1,099円の増となっております。一方で、支出についてですが、訪問看護事業費用が4,151万4,409円、前年度と比較して99万8,343円、2.5%の増となっております。このうち、訪問看護事業費用が4,121万3,439円で、前年度と比較して102万7,488円、2.6%の増となっております。そして訪問看護事業外費用が30万970円で、前年度と比較して2万2,347円の減となっております。

以上の収支を差し引きいたしました54万6,325円が当年度の純利益ということになります。以上で説明を終わります。

委員長（河本芳久君） 以上で説明が終わりましたが、本案に対する質疑はございませんか。はい、どうぞ、西岡委員。

委員（西岡 晃君） それでは決算についてと、ちょっと関連してご質問させてもらいたいと思うんですけど、今回病院事業の決算、よく頑張られて黒字ということで、数字が出ておりますけれども一点ちょっとお伺いしたいのが、随時看護師さんとか募集されておられます。ここで見ておりますと給与費が前年度より増額されております、どの会計も、どの事業についても。それは実際私としては良いと思うんですが、今、看護師さんの離職率がどのような状況なのかということと、看護師さんの給与体系が他の病院と比べてどのくらいのレベルにあるのか、というのが雑談で看護師さんとお話する機会が何回かありまして、給与が安いんじゃないかというような話もちらほら聞くもんですから、今、現状がどのレベルの給与体系になってるか、わかれば教えていただきたいと思います。

委員長（河本芳久君） はい、千々松経営管理課長。

病院事業局管理部経営管理課長（千々松雅幸君） 西岡委員のご質問にお答えいたします。ご指摘のように現在ずっと、随時も含めて看護師の募集をいたしておるところであります。給与費が一つ増えておるといいますのは、一つには退職金の関係

が確かにございます。離職率、率について正式には数値は今持ってはおりませんが、看護師の給与につきましては、医療職給与表を医療3表というのを使っております。自治体病院におきましては自治体病院間では大きな差はないというふうに給与ベースですね、は認識しております。以上でございます。

委員長（河本芳久君） 西岡委員、以上でよろしいですか。離職率のことはいいですか。（発言する者あり）今は手持ち資料はないと言われたですがいいですか。はい、どうぞ。西岡委員。

委員（西岡 晃君） 離職率についてはわかる資料がありましたら、また委員会のほうにでも提出出来ればしていただければと思います。というのは看護師さんがいないとドクターもいないと当然ですけど、看護師さんがいないとなかなか運営が出来ないという現状がありますので、いかに確保するかという努力をされていただければというふうに思います。

委員長（河本芳久君） ほかにどなたか。はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） 千々松課長にちょっとお尋ねなんですが、本当に端的な説明でいいです。院外薬局をして薬品費の材料費というのは大幅に落ちたのは、これは当然なんですが、収益がどのように影響したかだけが知りたいんですね。例えば、いわゆる薬科代が売り上げが収益が落ちたよと。薬剤師さんがどうなったよと、いわゆる人件費を含めてですね。仕入がこれだけ減ったよと。従って差し引きこうなったよと。こういう説明で簡単でいいんですが、お願いしたいと思います。

委員長（河本芳久君） はい、千々松経営管理課長。

病院事業局管理部経営管理課長（千々松雅幸君） 竹岡委員のご質問にお答えいたします。美祢市立病院におきましては、昨年10月4日から院外処方原則全ての外来の科におきまして切り替わっております。その影響につきましては、まず外来収益、投薬量が減っておりますので、その投薬料が減っております。投薬料が減れば薬を買うお金、病院医療費用のうちの材料費ですね、薬品費が減っております。これは単純に概要説明資料の中に薬品費の減というのを入れておりますが、これは単純に院外処方だけの影響だけではないんですけれども、薬品費が1億1,632万9,000円減っております。

また薬品購入にかかる消費税の支払いというのが減っております。これは病院医療外費用の雑損失というところで、貯蔵品にかかる消費税が主ですが、616万減

っております。

また薬剤師の数は減ってはならないんですけれども、薬剤師の方は病棟のほうに上がられ、服薬指導等をおこなわれて収益アップに繋がるような、診療報酬の点数をとるような取り組みをなされております。

また院外処方によってお薬の袋代も消耗品なんですけど、これも若干減ってきておるといってございませう。3月の補正予算の時には試算ベースなんですけど、約600万円ぐらい収益的にはマイナスに傾くんじゃないかというご説明させていただきましたが、だいたいそのような形ではないのかなというふうにご考えております。以上でございます。

委員長（河本芳久君） よろしゅうございませうか。

委員（竹岡昌治君） 差引収益600万ぐらい出て来る。

病院事業局管理部経営管理課長（千々松雅幸君） マイナスのほうに傾くと。

委員長（河本芳久君） はい、どうぞ。竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） 何が申し上げたいかというところ、院外薬局にした効果が聞きたいと。確かに今おっしゃった薬剤師さんは減らなかったよと。しかしながら病棟に入って、新たなサービス、それに基づいてまた新たな収益を上げると、こういう仕組みをされたと思うんですね。

私が質問したのは、それを含めて薬品代の原材料費が1億1,600は100%それじゃないかも知れませうが、そうした減額がわかったと。ただ売り上げがどの程度かというところ、じゃあこれに600万ほど少なくしたらいいんですか。例えば売り上げが1億1,000万だと、こういう見方でいいんでしょうかね。

委員長（河本芳久君） はい、千々松経営管理課長。

病院事業局管理部経営管理課長（千々松雅幸君） 竹岡委員さんのご質問にお答えいたします。院外処方だけによる薬品費の影響額を把握するというところは、ちょっと困難な、正確に把握するというところは困難な部分があるんですけども、薬品費全体で申し上げますと、薬品費だけのことで申し上げますと、23年度の実績は薬科差益というのがあるんですけども、薬価差益は下半期だけで816万3,000円ぐらいのマイナスということになっております。それを補うために薬剤師さんが病棟のほうに上がられ、服薬指導等を行われております。

委員長（河本芳久君） はい、どうぞ。竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） 理解出来ました。せっかくですねそういうふうな仕組みを作られたんですから、いわゆる患者さんのサービスといいますか、そういうふうにならなサービスに向かって努力してるよということですよ。はい、わかりました。

委員長（河本芳久君） はい、ほかに。はい、坪井委員。

委員（坪井康男君） 関連して誠に素人っぽい質問ですが、反対に薬をもらう患者の側から行くと、従前と薬代というのは全然かわらないのでしょうか。お尋ねします。

委員長（河本芳久君） はい、千々松経営管理課長。

病院事業局管理部経営管理課長（千々松雅幸君） 坪井委員の質問にお答えいたします。薬自体が変わらなければ診療報酬上の薬の点数というのは決まっておりますので、院内であろうが、院外であろうがその部分については変わることはございません。以上でございます。

委員長（河本芳久君） ほかに委員さんたちから。ございませんでしたら。はい、三好委員。

委員（三好睦子君） 看護師さんの給与体系はほかの自治体病院と差はないということですが、やはり働きやすい職場、魅力ある職場づくりが必要かと思えます。監査意見書の中にもこういった医師や看護師さんの人材確保の取り組みとありますが、やはりそういった面で魅力ある職場、病院ということで、どんなことを考えて今後行かれるのでしょうか。院内保育等はどうかなと思うんですが、どうなんでしょうか。お尋ねします。

委員長（河本芳久君） はい、千々松経営管理課長。

病院事業局管理部経営管理課長（千々松雅幸君） 三好委員さんのご質問にお答えしたいと思います。看護師さんを確保するというのはとても重要なことございまして、その中で看護師さんにやりがいを持っていただくという取り組みを、私ども病院事業局としても考えております。その中でいろいろ病院の中でいろいろ議論しておりますのが、頑張っている看護師さんたちには、何か報いてあげるようなものを検討して行く制度を検討して行かなくてはいけないのではないかというようなことは、病院の中で経営戦略会議というのがあるんですけど、その中で議論をいたしてきております。その中で院内保育、病児保育等の検討して参りたいというふうにご考えております。以上でございます。

委員長（河本芳久君） はい、どうぞ。竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） 三好委員、討論の時間じゃないけど、十分産休、育児休暇、これはみんな活用されてるんでしょう。それは活用させてないわけ。そんなことないやろ。

委員長（河本芳久君） はい、千々松経営管理課長。

病院事業局管理部経営管理課長（千々松雅幸君） 産休、育休については取得をされて、活用されております。（発言する者あり）

委員長（河本芳久君） はい、どうぞ、千々松経営管理課長。

病院事業局管理部経営管理課長（千々松雅幸君） 両病院、病院事業局全体で5人程度いらっしゃいます。

委員長（河本芳久君） ほかに質疑はございませんですか。どうぞ。三好委員。

委員（三好睦子君） 若い方達にこの美祿に住んでいただくと。病院でも今、看護師さんの言われましたけど、若い看護師さんやその他女医先生とかに来て頂くためには、そういった今、病児保育と言われましたが、院内保育も病児保育ももちろんです。院内保育も必要かと思います。今、5人だとかいう話ですけど、今から若い方達にどんどん来ていただくためには、そういった受け皿も必要ではないかと思ったのです。それで自治体病院で院内保育がわかりませんよね。思ったので言ったのです。意見でいいです。（発言する者あり）

委員長（河本芳久君） 三好委員、今の要望ですか、それとも質問ですか。

委員（三好睦子君） そういった面で院内保育を考えておられるかどうかということをお尋ねします。今後。

委員長（河本芳久君） どうぞお答え願いたいと思います。はい、どうぞ、千々松経営管理課長。

病院事業局管理部経営管理課長（千々松雅幸君） 三好委員さんのご質問にお答えいたします。先程お答えいたしましたとおり、検討させていただきたいというふうに考えております。

委員長（河本芳久君） いいですか。一応ここで質疑は打ち切りたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（河本芳久君） 採決にあたって賛成、反対のご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（河本芳久君）　ございませんでしたら、議案第3号平成23年度美祢市病院等事業会計決算の認定について採決いたしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（河本芳久君）　それでは本案は原案のとおり認定をされました。

次に議案第4号平成23年度美祢市公共下水道事業剰余金の処分について、それから議案第5号平成23年度美祢市公共下水道事業会計決算の認定について、これを議題といたします。二つの議案は関連がございますので、併せて執行部より一つご説明をお願いします。はい、三戸管理業務課長。

上下水道事業局管理業務課長（三戸昌子君）　それでは黄色い背表紙の決算書をお出し下さい。議案第4号平成23年度美祢市公共下水道事業剰余金の処分について及び議案第5号平成23年度美祢市公共下水道事業会計決算の認定についての2議案を一括してご説明いたします。

まず議案第5号の決算の認定でございます。決算書第1ページをお開き下さい。平成23年度の決算報告書でございます。まず収益的収入及び支出でございますが、収入の消費税込みの決算額は4億8,455万2,577円になりました。このうち営業収益1億5,934万282円、営業外収益は3億2,521万2,295円でございます。

次ページをお開き下さい。支出の消費税込みの決算額は4億3,273万7,869円でございます。営業費用2億9,994万6,483円、営業外費用1億3,279万1,386円でございます。この結果、税込みの収入支出の差引額は5,181万4,708円の収入増加となりました。

3ページをご覧下さい。資本的収入をご説明いたします。まず収入でございますが、決算額は3億3,686万6,600円でございます。企業債が2,070万円、補助金が350万円、他会計補助金が3億1,094万8,000円、受益者負担金が124万7,900円、その他負担金が47万700円でございます。

では4ページをお開き下さい。支出の決算額は4億9,355万3,015円でございます。建設改良費6,508万2,517円、企業債償還金4億2,847万498円です。資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億5,668万6,

4 1 5 円及び消費税及び地方消費税資本的収支調整額不足額 3 6 0 万 6 , 2 4 8 円は、当年度分損益勘定留保資金 1 億 6 , 0 2 9 万 2 , 6 6 3 円で補てんいたしました。

次に、財務諸表についてのご説明をいたします。5 ページをお開き下さい。損益計算書でございます。営業収益と営業外収益を合わせました収益合計額は 4 億 7 , 7 2 8 万 1 3 0 円でございます。費用としましては、営業費用、営業外費用、合わせまして 4 億 2 , 1 8 5 万 9 , 1 7 4 円でございます。この結果、純利益が下から 3 行目になりますが、5 , 5 4 2 万 9 5 6 円となりました。これを前年度からの繰越利益剰余金 6 , 1 7 3 万 6 , 8 2 5 円と合わせますと、当年度の未処分利益剰余金は 1 億 1 , 7 1 5 万 7 , 7 8 1 円でございます。

では、7 ページをお開き下さい。議案第 4 号の剰余金の処分でございます。地方公営企業法の改正により今年度から様式が変わっております。資本金、資本剰余金は処分せず、先程ご説明申し上げました当年度純利益の中から、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により、減債積立金として 2 , 0 0 0 万円を積み立て、建設改良積立金に 6 , 0 0 0 万円を積み立てることをお諮りしたいものでございます。この結果 3 , 7 1 5 万 7 , 7 8 1 円を繰越利益剰余金として繰り越すこととなります。

次ページ 8 ページをご覧くださいませ。平成 2 3 年度末の貸借対照表でございます。年度末の資産合計は、9 ページ右の列の 2 行目でございますが、1 4 5 億 1 , 7 5 7 万 6 , 6 4 0 円です。対しまして固定負債、流動負債の負債合計は 9 ページ最後の行でございますが 9 , 0 6 8 万 8 , 4 7 9 円でございます。次のページにまいります。1 0 ページ下から 2 行目でございます。資本金、剰余金合計の資本合計は 1 4 4 億 2 , 6 8 8 万 8 , 1 6 1 円でございます。負債資本合計は 1 4 5 億 1 , 7 5 7 万 6 , 6 4 0 円でございます。

次に、事業の報告をいたします。1 3 ページをお開き下さい。建設工事の概要でございます。平成 2 3 年度は麦川準幹線管渠布設工事 2 4 9 万 9 , 0 0 0 円、重安地区枝線管渠布設工事など 5 件の工事 1 9 2 万 1 , 5 0 0 円、公共ます設置工事 3 9 件しております。合計 8 5 5 万 4 , 3 5 0 円を行っております。

次に 1 4 ページをお開き下さい。業務の報告でございます。1 番の業務報告でございます。事業量でございます。1 番の年度末処理区面積は平成 2 2 年度に比べま

して0.2ヘクタール増加いたしました。622.2ヘクタールとなりました。2番の管渠の整備でございますが、109メートル進みまして、11万2,896メートルとなりました。6番目に行きまして、年度末水洗化戸数は40戸増えまして、3,452戸、7番目の年間処理水量は1,640立方メートル増えまして、112万108立方メートルでございます。年間の有収水量は7,578立方メートル減じまして95万5,545立方メートルでございます。

それでは、16ページにまいりまして、起債及び一時借入金の状況でございます。起債は、麦川準幹線管渠布設工事、日永準幹線実施設計工事、伊佐地区污水管実施設計工事業務などに充当するため、下水道事業債過疎債合わせてまして2,070万円を借り入れております。平成23年度末の企業債残高は43億6,050万6,224円となりました。以上でご説明を終わります。

委員長（河本芳久君） 説明が終わりました。最初に議案第4号平成23年度美祢市公共下水道事業剰余金の処分について質疑はございませんですか。はい、どうぞ。坪井委員。

委員（坪井康男君） 随分古い話なんで正確な記憶ではないかと思いますが、私は平成18年の4月1日から下水道使用料金が突然3割値上げになりました。美祢市の下水道事業、確か平成元年あたりから始まったかと思いますが、17年間全く据え置きであったと。しかしほかの市では4、5年に一回ぐらいは値上げをしてる間に、美祢市は一度も値上げしてなくて、18年4月から突然ぼんと値上げになったと。そのことに関しまして私は住民監査請求をいたしました。その結果何だかよくわかりませんが、100条委員会まで開かれて審議されました。

そういう経緯の中で、一つは下水道事業というのは、高資本費事業だということで、事業努力できちんと収支あいつがない場合には、地方交付税交付金カットされるということであつたろうと思います。3割値上げになったのは、事業努力のために値上げしないと地方交付税交付金、年間確か5,000万円だったと記憶してありますが、貰えなくなるということで上がったと、執行部の説明でございました。それで、結果的には実はその前にもう要件満たしてないんで、地方交付税交付金は交付されないということがわかりまして、約2億円ばかり本来貰える交付金が貰えなかったということがわかりました。

そういう事態を踏まえて、いろいろ100条委員会の中でも審議がありまして、

当時の小竹市長は今後5年ごとに下水道使用料の見直しをいたしますと、明確にお約束になりました。きょうこの決算書を見させていただきますととっても内容がよくて、8,000万円も積立金を増やすということでございますので、その懸念は全くなかったんであろうと思いますが、質問は5年経ちましたので、これだけの収益が上がるということであれば、使用料の見直しは全く必要ないというふうに考えてよろしいか。それから、今でも高資本費対策ということで、地方交付税交付金が5,000万円ぐらいだったでしょうか、交付されているのか。その2点についてお伺いします。

委員長（河本芳久君） はい、久保上下水道事業局長。

上下水道事業局長（久保 毅君） 下水道料金の値上げについてのことと思います。合併した時点で（発言する者あり）下水道料金につきましては、一応5年ごとに見直しということですが、今、現状では改訂する予定はありません。高資本費事業につきましては、今、現在も交付税として貰っております。以上です。

委員長（河本芳久君） どうぞ、坪井委員。

委員（坪井康男君） はい、ありがとうございました。当時の疑念材料が払拭されて大変私としても喜んでおります。ただどうしてこんなによくなったかというところが今一つ私もまだ疑問なんで、3割値上げしたから非常によくなったかと思いますが、当時の水洗化率が私が監査請求した時は、8割弱、70%台と思いますが、今見ますと85%程度に水洗化率が上がっているんですね。

当時私が質問した背景には、共用開始区域になっておりながら、下水道つないでない方がいっぱいいるということで、収入が確保されてないと。だからここが改善材料ではないかっていう意味で質問したんですが、そういう意味で大変水洗化率が向上改善されておりますので、大変担当部署ではそのご努力をなさったんだろうと思っておりまして、今の説明聞いて大変安心いたしました。ありがとうございました。ご苦労様でした。

委員長（河本芳久君） ほかに。はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） ちょっと私が関連で質問させていただきますが、高資本対策に対する交付金は参考資料のほうにあるように、8ページですか、1億ちょっとありますよね。これがいつまで続くのか。おそらくかなり不透明なところがあるんじゃないかと。今、坪井委員は5,000万円と言われたんですが、今ちょっと増え

てきてですね。

しかしながら受益者負担は1億5,000万しかないんですね。いわゆる135億投資して、1億5,000万ぐらいの負担しかない、受益者負担は。ですからこうした制度で補ってはくれているんですが、私はやっぱり水道料金とちょっと話は違うんですが、5年に一遍ぐらいは見直していくべきじゃなかろうかと思ってるんですね。余りにも受益者負担が低すぎると、私自身も払ってるわけですから助かりますけどね。

ですが、投下資本に対して受益者負担が非常に少ない。そのために国からこうした高資本費率の交付金があるわけですが、その辺が見通しが今後どうなのか。今回そういう危惧も含めて私は積立のほうに回された。利益剰余金のほうにおいてこうとうこうのお考えだろうと思うんですが、その辺をもうちょっと説明をしていただきたいと思います。

委員長（河本芳久君） 執行部のほうよろしくお願いします。（発言する者あり）
ちょっと執行部説明資料のために休憩いたします。

午前11時33分休憩

午前11時44分再開

委員長（河本芳久君） それでは、会議を再開いたします。執行部より先程の質問に対するご回答をお願いします。はい、村田市長。

市長（村田弘司君） 私のほうからお答えを申し上げます。竹岡委員ご承知のように、高資本対策に対する経費、国から頂戴している分です。これは、起債残高、ですから下水道事業として借金をしておるというものに対して、今年ぐらいの金であれば、2年前の起債残高に基づいて国から交付されてきておるお金です。これが、この23年度は、1億800万程度ですか、あるということです。

今回、処分案をお出ししておりますけれども、あたかも見かけ上、非常に下水道事業が儲かっているかのごとく、見かけ上見えておりますけれども、実は違うということですね。ですから起債残高に対してお金を頂戴しておるというのは、この都市機能、ですから市民の方に安全・安心にお暮らしをいただけるためには、大きな投資をつなげて行って、下水道があって、それを維持することによって下水機能というのは、健全に堅調にできておるということですね、ですからそれに対するもの

です。実際に余っておるお金というのは、この高資本で入ってきておるといふふうに振り替えて、考えられたほうが単純にわかりやすいかもしれません。

ということは、早く言えば下水道管、本管そのものが、既に設置をして20年から経っております。毎年、ことしも下水道の概要資料、一番最後のページですね、10ページですか、載ってますよね。これ見られたらよくわかるんですが、損益勘定留保資金が1億7,700万、3条予算とですね、収益的収支で執行しておりますけれども、この金は、現実的には、将来的な管の更新とかで留保していくべきお金なんです。しかしながら、4条の資本的収支のほうで当該年度で、ことしもこれ出てますよね、資本的なお金で処理をしてますね。1億を超えるお金で処理しておるといふことですね。ですから、将来的な管路を更新するために留保すべきお金が当該年度の補修等で既に執行されてきておるといふのが、現実の姿です。

そうすると、将来的に大きな設備の更新が必要になった時に資金が不足する。その時に借りればいいんじゃないかという議論になるかもしれませんが、一つは、地方交付税、そのもののパイが全体的に縮小されてきておるといふことを、皆さん共通認識だろうと思います。それと今、非常に下水道事業も努力しております、起債残高を圧縮してきております。そうするとその起債残高が圧縮されるということは、この高資本に対する国の補助金も交付金も圧縮されてくるということ。ダブルでその部分が小さくなっていく可能性が非常に大きいということになります。ですから、それに対応、対策をとるために、今回の処分案でお知らせしたようにですね、将来的な建設改良のための積立金として6,000万を積み立てるといふことですね。

ですから、その辺をご理解いただきましたら、今、下水道料として頂戴しておるお金が決して高いものでも安いものでもない。今、その形で頂戴しておるんで、将来的に5年は経ちました、前回からですね。現実の状況を鑑みて、今回は、下水道料金については据え置きまして、今後の地方交付税のあり方そのものの根源的な改正等があった場合には、その時には市民の方のご理解を得て、下水道料金を改定することもあり得ますけれども、現実的には、減ってくるであろうけれども、まだはっきりその辺がわかってない。政権そのものもどうなるかわからないという、この現状でございますので今回については、下水道料金は、据え置くということでご理解を賜りたいというふうに思います。以上です。

委員長（河本芳久君） はい、よろしゅうございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）他に質疑はございませんですか。質疑なしとみなし、本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（河本芳久君） じゃあ、なしとみなしまして、これより議案第4号平成23年度美祢市公営下水道事業の剰余金の処分について採決いたします。本案について原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（河本芳久君） 全員異議なしと認めます。よって議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に議案第5号平成23年度美祢市公共下水道事業会計決算の認定について質疑はございませんか。（発言する者あり）第4号については、採決を今、異議なしということで採決したということでございます。（発言する者あり）よろしゅうございますか。先程、第4号については、続いて第5号の下水道会計決算の認定について移らせていただきます。（発言する者あり）前段は、採決だけでも。（発言する者あり）一応、説明は一括してなされた。（発言する者あり）それじゃあ、一括上程としてもなし、一応議案第5号も異議なしでこれは、異議なしとして認めると。こういうことでよろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（河本芳久君） はい。それじゃあ議案第7号美祢市防災会議条例及び美祢市災害対策本部条例の一部改正について、これを議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、倉重総務部次長、よろしく申し上げます。

総務部次長（倉重郁二君） それでは、議案第7号につきましてご説明を申し上げます。お手元の議案書の71ページ、それと参考資料があるかと思いますが、参考資料につきましては、1、2ページになります。

議案第7号は、美祢市防災会議条例及び美祢市災害対策本部条例の一部改正についてであります。災害対策基本法の一部を改正する法律が、平成24年6月27日に公布、施行され、地域防災計画の策定等への多様な者の参画や、地方公共団体の防災会議と災害対策本部の役割が見直されたことに伴い、美祢市防災会議条例及び美祢市災害対策本部条例の一部を改正するものであります。

それでは、まず、第1条美祢市防災会議条例の一部改正におきましては、災害時における機動性が求められる災害応急対策については、災害対策本部に一元化することが効果的であることから、防災会議と災害対策本部の役割分担が明確化されたこと、また防災会議につきましては、平時における防災に関する諮問的機関としての機能強化を図るため、これまで規定のなかった市長の諮問機関として、防災に関する重要事項を審議すること等を所掌事務に追加するものであります。また、地域防災計画の策定に当たり、多様な者の意見を反映できるよう市防災会議の委員として、現在の職となっております防災機関の職員のほかに、自主防災組織を構成する者や学識経験者などを追加するものであります。

次に、第2条美祢市災害対策本部条例の一部改正におきましては、都道府県災害対策本部と市町村災害対策本部の規定は、共に改正前におきましては、法第23条で規定されておりましたが、今回の改正では、市町村災害対策本部は、新たに法の第23条の2として個別に規定されたことに伴い、条例の引用箇所を改めるものであります。以上で説明を終わります。

委員長（河本芳久君） はい、説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（河本芳久君） それじゃあ、質疑なしとみなし、次に本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（河本芳久君） はい、意見なしとみなし、採決に移りたいと思います。本案について、原案の通り決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（河本芳久君） ご異議なしとみなし、よって議案第7号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本会議に本委員会に付託されました議案6件につきましては、審査を終了いたします。その他、委員の皆さんからございましたらご発言をお願いいたします。はい、どうぞ、坪井議員。

委員（坪井康男君） その他の事項として、市の財産管理に関連することで、大変不思議な事実が判明いたしましたので、質問させていただきます。

美祿市が市の施設である美祿勤労者総合福祉センター、これ通常、サンワーク美祿と呼んでいます。及び美祿市勤労福祉会館、この二つの指定管理先である企業組合美祿市中高年雇用福祉事業団の主たる事務所、つまり簡単に言いますと、本店所在地が道路の上にあるという不思議なことが調査により判明をいたしました。

私、以前に企業組合の登記簿、今は登記簿ではなしに履歴事項全部証明書と言いますが、それを取って確認しましたところ、主たる事務所、企業組合の主たる事務所は、山口県美祿市大嶺町東分3058番地3というふうになっております。そこで、3058番地3の土地の登記簿を見ましたら、これ道路になってるんですね。それで不思議に思いまして、市のほうに確か市の土地を企業組合が借りてるというふうに以前、議会で問題になりましたんで確認をいたしましたところ、確かにそうだとということなんで、じゃあ土地の賃貸借契約を見せて、出して下さいと言って出してもらいました。それが、ここにあります。これによるとですね、所在地が美祿市大嶺町東分字池尻、地番が3058番49、その登記簿にあるほうが3058番の3です。賃貸借契約は3058番49になってます。地目は雑種地と。この契約が平成15年8月15日に締結されています。しかし、当時の市長さんは、小竹市長さんでそれは、いいんですが、美祿市市長、小竹伸夫となっております、それはいいんですが、相手方、乙のほう为企业組合美祿市中高年雇用福祉事業団、代表理事南口彰夫と書いてございまして、所在地がありません。一般論として市が土地の賃貸借を結ぶ相手方としては、相手方の所在地、それから法人の名前、法人の代表者と三つが、三点でセットになって特定できるというふうに、私は理解しておりますが、これ相手方の所在地が書いてありません。これは、いかがなものかなあと思いました。

併せて、この賃貸借契約を結ばせたときの決裁書もいただきましたが、それに図面が添付されておりました。この図面を見ますとやっぱり道路になってるんですね、3058番地3。確かに今企業組合の主たる事務所ということで、市立病院から来福台のほうに上がって行って150mぐらいテニスコートがありますが、その左側にその事務所があるということになっておりますが、確かにその番地は、3058番49なんです。それで何でこういうことになったのかということについて、どなたでもいいですから、ちょっと説明をしていただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

委員長（河本芳久君） はい、村田市長。

市長（村田弘司君） 坪井委員。よく古いことを調べておられるし、また先日来、中高年雇用福祉事業団に特定して随分よく調査をされておるようで、ご苦労さんでございます。

今、これ総務企業委員会のその他の項目ということで、議案の中に載っておりますけれども、どうされますか、委員長は。

あの、今、坪井委員からご自分でいろんなことを調査をしたということでご質問があったわけですがけれども、広くうちの委員会に関わらない部署の者もおると思います。調査を求めると、坪井委員のお思いがあるようですから、委員長として執行部のほうに調査をしてほしいという願い出があれば調査をして、この総務企業委員会でその調査結果を報告してもよろしいですし、再度開かれるようであれば総務企業委員会がですね、その時にお話ししてもいいですし、本会議場でそのことを説明してほしいということであれば、そのことについてご説明するというふうにいたしましょう。どうでしょうか。

委員長（河本芳久君） 今、議案として、先に提出されたものを審議するわけじゃあなくて、今のこの委員会で急に提案されましたこの議案について、委員の皆さん方いかが処置しましょうか。今、市長は、委員会としてひとつそれを取り上げ、執行部からの報告を求めると。こういうことになれば、本会議でいいか、またこの委員会を再度開いて会期中にそういった処理をするか、いかがいたしましょうか。はいどうぞ。坪井委員。

委員（坪井康男君） 是非、市長さん調査するとおっしゃいますから、当委員会として調査を是非していただきたいと思います。

委員長（河本芳久君） はい、どうぞ。

委員（竹岡昌治君） あのですね、私事で申し訳ないんですが、3、4日前に新聞に出たと思います。美祢市議員がという見出しでね。私の当選無効の申し立てを県の選管が棄却したと。その取り消し。それから、無効との決定をしてくれと。こういう話だったんですね。

私は、6月議会でも随分坪井さんと議論はいたしました。でもきょうは、何で黙ってるかといったら、もう係争に入ってるわけですね、裁判に。ですから黙ってるわけです。

お聞きするところによると中高年も何か、坪井さんが提訴されたというお話を聞いております。私のこともこの委員会で取り上げてなら別ですが、係争中のものについては、私はそんな委員会には参加いたしません。以上です。

委員長（河本芳久君） はい。今、そういった意見がございます。委員の皆さん方、他にございませんか。今、係争中、多分、この（「係争中というのはわからん」と呼ぶ者あり）（「何がねらいか、ようわからん」と呼ぶ者あり）（「この総務企業に値するかせんかということやろう」と呼ぶ者あり）それじゃあ、今、総務企業としてこの案件をどう処理するか。いわゆるこの委員会に常任委員会として処理すべき案件かどうか、そういった意見もございましたので。どうぞ。坪井委員。

委員（坪井康男君） 議長さんが何がねらいかわからんからという質問だったんで。（「総務企業に値にするかどうかわからん」と呼ぶ者あり）それじゃあ、もう一遍申し上げます。これ、市の財産管理の問題に関わる問題です。市の財産、さっき冒頭申し上げましたように、サンワーク美祢と勤労福祉会館を指定管理してるんですよ。指定管理している相手法人は、非常にそれなりのものでないといかん。条例にもありますように、物的人的能力があるべしというふうになってるんですよ。だけど、本店所在地がどこにあるかわからん。道路の上にあるようなね、企業組合をなぜ、市が指定管理されているんですかっていう意味です。非常に簡単な話です。別にほかに意図はありません。

それともう一つ、これ県知事の認可法人です。中小企業等協同組合費に基づいて県知事が認可した法人です。申請書の段階から全部3058番地の3ということで道路が本店所在地で申請されておるんです。あれだったら、ここ持っていますけどね、申請書。その後、毎年知事の認可ですから、事業報告書も全部知事宛てに出さんにゃあいかん。当然、県のほうからも3058番地3に郵便物が届くはずですよ。それから市の指定管理を担当する部署からも郵便物を3058番地の3に出されるはずですよ。どうやって道路に郵便物を出して届くんか、非常に素朴な疑問なんですよ。別に難しい、何か特別な意図があって聞いたんじゃあないんです。

じゃあ、この前、何か市の職員に聞きましたらね、いやあ郵便物なんか出しちよらんって言う。出しちよらんっちゃうのは、何ぼ何でもひどいんじゃあないですかと。指定管理してるんですからねえ。まあ、そういう非常に素朴な話です。だから要するに企業組合ってというのは、指定管理をするに値するきちんとした法人であり

ましようかという意味です、意図は。以上です。

委員長（河本芳久君） はい、どうぞ。村田市長。

市長（村田弘司君） この件に関しまして、坪井委員は、議員の立場でいろいろ市役所の執行部のほうに調査をして回っておられます。おそらく議会の基本条例で決めておられることをご理解しておられないんじゃないかと思います。議員バッヂを付けて、付けておられなくても、公人たる坪井さんは、もう議員として歴然としてあるわけです。個人として調査をするということは、もう通らない話であって、いろんなことを市の執行部に行って、時々大きな声を出されるということも聞かんとも聞いたともよくわかりませんが、そういうことも伺っております。

このことについては、市のいろんなことを調査するのは、美祿市議会の基本条例で議長に対して、いろんなことを議員の方々が申されて、議会として執行部に調査をすることが必要であれば、議会として議長名でそのことの調査を行うことを約束をされておられるわけです。基本条例ですから。議員としての最も基本的なことを謳ってあることです。これをわざわざ作られた。そのことを抜きに、いろんなことを調査をされたということですね。

そのことで私は道路の上に事務所があるとか何とかおっしゃったけども、現実的にそんなことはありません。もし地番が違っておるのであれば、かつて古いときの地番がいろいろ動いて、そのことが変わった可能性もあるし、それは調査をすればすぐわかることですが、基本的な議員のあり方そのものが、おかしいんじゃないかというふうに認識をします。今、突然ですよ、この総務企業委員会でご自分で調査ができなかったから、ここでぼんと投げられましたけれども、そのことについて、総務企業委員長はどう取り扱われるのかということをお先程申し上げたということです。それをご理解いただきたい。

委員長（河本芳久君） はい、どうぞ。

委員（坪井康男君） 今の市長さんのお話ですが、同じことを議長さんから言われるんなら、私は承伏します。議会は、議長のお話に従います。市長さんの命令には従いません。

だから市長さん、今、ちょっとあなた、何か誤解されてるんじゃないでしょうか。（「ちょっと」と呼ぶ者あり）何で、今、話してますから。人を遮らんで下さい。議論する場じゃないですか、議会というのは。今、言われたから私は、お答

えしておるんです。

いいですか、公人だから、もう議員だから、住民監査請求も情報公開請求もしてはならんというのは、とんでもない市長さん、あなたらしくない質問ですなあ。お答えですね。首長さんってそんな権限ないですよ。おかしいです。その一点だけ伺いしておきます。

委員長（河本芳久君） はい、どうぞ。

市長（村田弘司君） ここで別段議論する気はないんですよ。坪井さんは議員になられて、もう市の情報公開条例に基づくものをいろいろ調査をされてます。それはいいですよ。それは、それをしちゃあいけん。私は命令も何にもしてないです。

ただし、議員の立場でありながら、その情報公開条例に基づくものをちゃんと出されるのであれば、それに答えますよ。じゃあなしに各部署に行って、大きい声を出されるのかどうかわかりませんが、混乱を与えるようなことをされると、行政の仕事に差し障りがあるということがあるから、私は申し上げたから、そのことを持って議会は基本条例を作られたはずなんです。議員は公人としてしっかり市の未来のためにどういうことをしていいかということを議論する場であって、個人的なことをやる場ではないということの根本的な考え方の基に基本条例ができておると私は理解しております。

委員長（河本芳久君） どうぞ。

委員（坪井康男君） 個人的な立場って、市長さん、どうしたんですか。私はあくまでも公の立場で、市の財産管理にするあれが適正かどうかを言ってるんで、何も個人的な立場で言ってないですよ。

それから、あなたはね、それぞれの部署に行って、私が脅したり、恫喝したりって、また最初のあれに入るんですか。ちょっと大きな声をしたら、恫喝って。恫喝的とおっしゃるけれど、あなたちょっと表現がまずいですよ。もうちょっと正確な表現をして下さい。

私は議員であると同時に一美祿市民、一選挙人ですよ。その行動を首長さんが制約するなんておかしいじゃないですか。議長さん答えて下さい。

委員長（河本芳久君） はい、村田市長。

市長（村田弘司君） あのですね、もしそねえおっしゃるんならば、私は市長ですけど、私も一国民であって、一市民なんですよ。一市民として何をしてもええ

かと、市長がですよ、そういうことになりますよね。例えば、国会議員でもそう、総理大臣でもそうです。公人というのは、それに伴う大きな責任と自己規制がいるということは、やはり理解する必要があると思います。そのことを謳ってあるのが、美祢市は本当に先進的な市だと思っております。議員の方の共通理解の基に議会の基本条例を作っておられるということをお忘れになったのかなというふうに思います。

委員（坪井康男君） 十分理解しています。（「公人っておっしゃったから」と呼ぶ者あり）そんなことはないんです。私は、最初からあくまでも市の財産管理、それにふさわしい相手ですか。そういう立場から得体の知れない、住所もないところに指定管理をされてる。それがいいんですかと申し上げているんです。（発言する者あり）私は公人とか私人とかそんな話じゃあないじゃあないですか。

委員長（河本芳久君） どうぞ。村田市長。

市長（村田弘司君） 話はね、自分が公人とおっしゃったから、委員長ですから議会として、委員長として、また議長として、議会全体として、これをどう処理されるかということをお先程申し上げたんです。

委員長（河本芳久君） はい、まず、議長のほうから。

議長（秋山哲朗君） 度々ご指名があるようですけれども、やはり昨年3月24日、たった1年の試行期間だったわけでありましてけれども、議会の基本条例を作って1年間やってまいりました。そして、やはり1年間ですので何らかの不備があれば、直していこうよと。これは約束事でありまして。そして議会の基本条例の中の7条の3項の中に議会の資料請求のあり方というのは書いてあると思いますし、先日の会派代表者会議でも確認しております。そして良識の範囲内で議長にお任せすることの確認は、先日の会派代表者会議で確認できておるというふうに思っておりますので、そのようにお願いしたいと思います。

委員長（河本芳久君） はい、どうぞ。

委員（坪井康男君） 今の議長さんのお話は、私が一美祢市民として情報公開条例に従って情報公開請求をすると。それまで制約をするという意味でしょうか。私は、それは議長として越権行為だと思います。

議長（秋山哲朗君） 越権行為と言う前に、あなたは一個人じゃなしに議員、この4月に議員になられたわけですから、やはり議会の基本条例、最高規範であります

ので、これを守っていただきたいというふうに思います。

委員（坪井康男君） 私は、議会のどこに違反していますか、条例の。（「それを言ったら話にならん」と呼ぶ者あり）おかしい。あなたは、そんなこと、議長さんおかしいですよ。（発言する者あり）

議長（秋山哲朗君） 先程言いましたように、みんなで作った議会基本条例、ましてやその下にも申し合わせ事項があるわけです。これ議員みんなが作ったんですよ。これを守らないようであれば、議会運営はできません。だったら皆さん気の済むような議会の基本条例、もしくは申し合わせ事項に直せばいいじゃないですか、その発言も会派代表者会議で確認をしております。

委員（坪井康男君） 政治倫理条例のどこに違反しています。具体的に。

議長（秋山哲朗君） 議会の基本条例。

委員（坪井康男君） 基本条例のどこに違反している。

議長（秋山哲朗君） 先程言ったとおりです。

委員（坪井康男君） もう一回おっしゃって下さい。私、頭が悪いからわかりません。

議長（秋山哲朗君） 何回も言いません。議会の基本条例は、坪井議員は持っておられると思いますから、それに直していただきたいと。

委員（坪井康男君） どれに反しているか言って下さいって。そんな抽象的な話じゃあだめですよ。

議長（秋山哲朗君） 会派の会長に聞いて下さい。

委員（坪井康男君） 会派って、会派の前に私は、議員ですから何をおっしゃいますか。おかしい。（発言する者あり）

委員長（河本芳久君） はい、それじゃあ、ちょっと、三好委員。

委員（三好睦子君） 中高年事業団の事務所が道の上にあるということのよく調べてくれえということなんですが、私も思ったんですけども、その設立当時には、今は、道の上かもわからないけど、番地が違ったりして、私も行って見たんですけど、道の上ではなくて横だったんですけど。番地が当時今は、道の上かもしれないけど、当時は道じゃあなかったかもわからないので、よく調べて、よく調べればいいことではないかと思います。それで、今、そのようなこうそんな話よりか、そういうことが事実だったら、やり変えればいいこと、謝るっていうの、間違っ

たということで、これからよくしていくようにやっていけばいいんじゃないでしょうか。また、本当かどうかわからないところで議論しても、事実が判明がしないので、議員同士が何かこういったやり取りっていうのは。（「基本が違う」と呼ぶ者あり）ちょっとどうかと思いますが、調べるということで収まりませんか。

委員長（河本芳久君） 今、この議案は、急な緊急質問として出ましたが、取り扱いとして、この総務企業委員会として今後審議するとか、または、調査を執行部にお願いすると。今、坪井委員はそれを要望されましたが。他の議員はいかがいたしますか。意見を聞きたいと思います。だからこれは総務企業委員会としての議題には馴染まないということであれば、そのような処置をして、以後一般質問とか、いろんな面で行動を起こされれば、それはそれに変わっていくもんだろと思いますが。この委員会としてどう処理するかということです。ご意見ございませんか。今、三好議員はそういった意見を出されました。はい。

委員（坪井康男君） もう一遍言います。三好議員さんおっしゃったとおりです。疑惑があるんですから、疑問があるんですから粛々と調べていただければいいじゃないですか。何でそれ拒否なさるんですか。お伺いしたい。

委員長（河本芳久君） はい、どうぞ。

委員（三好睦子君） 疑惑があるのかどうかというのは、調べないとわからないことなんで、先程言いましたけど、道路の番地が違うということからスタートしてると思うんで、まず、調べるっていうか、間違っていれば、訂正ということになりませんか。

委員長（河本芳久君） 本委員会は、総務企業という一つの中で他の委員会の属さない、いわゆる案件についても審議すると。特に公の財産についての管理について、この審査し、または、議論を深めていくと。こういうことも可能ではないかという案と、いやこれは、基本条例に関わる問題だから、その辺りで審議していくべきでなかろうかという意見もございました。（「意味が違う」と呼ぶ者あり）今の案件をこの場で。（「さっきの流れの中で、資料の請求が基本条例に沿ってやるべきじゃあないですかと」呼ぶ者あり）今の基本条例に沿ってやれというような意見であれば、そのように。皆さん方の他の意見を聞きたいんですが。今、三好委員は。

委員（坪井康男君） そしたら、議長さんをお願いいたします。あの議長さん経由

で、この本件、非常に単純なシンプルな話です。そんな難しい話じゃあないですから、委員長さんの権限で調査をするように要請を出して下さい。お願いします。

議長（秋山哲朗君） あ、たまたま総務企業の委員長が坪井さんのところの会派の会長ですから、どのように会派代表者会議の会議の内容が伝わっておるかわかりませんが、私も全て私の決裁を得てから物事してくれと言ったつもりはございませんし、大事なことならば、議長に任せるというふうなことでありましたら、私の判断でやるんですけれども、難しい案件というなれば、また会派代表者でご相談申し上げます。

委員長（河本芳久君） はい、どうぞ。

委員（坪井康男君） 簡単な話なんです。ここに現に証拠を持って、私申し上げているんですから。間違いなく3058番地3は道路です。市の決裁書に付いてる図面でいっても道路です。それと企業組合の登記簿の番地が違うという非常にシンプルな話ですから、ご確認をとってるんで。何かの間違いであつたらうと思えますよ、番地が違うというのは。正確に言うと3058番地の49です。これは市の賃貸借契約に書いてありますから。だからどうしてそのようなことが起きたのか、経緯を調べて下さいっていうことを議長からお願いをして下さいませ。お願いします。

委員長（河本芳久君） はい、どうぞ。

議長（秋山哲朗君） あ、確かにこれだけの問題であれば済むかもわかりませんが、いろんな案件と言いますか、ことが考えられますので、また会派代表者会議で話しをしながら決めてまいりたいというふうに思います。

委員長（河本芳久君） 議長の今、提案がございました。他の委員の皆さんどうですか。今のように会派で会派代表者会議でこの問題については、対処するということがよろしいですか。それとも今のようにこの委員会をもって執行部に質問をし、回答を求めると。

委員（坪井康男君） もう一回言います。こんな単純な話をなぜ会派代表者会議でやらにゃあいかんのですか。何か皆さんおかしいんじゃないですか。財産管理の問題を言ってるんですよ。皆さんどうですか。何か意見言って下さいよ。黙ってうつむいてとつたらだめじゃないですか。議会じゃないじゃないですか。

委員長（河本芳久君） はい、どうぞ、山中委員。

副委員長（山中佳子君） 私も先程から三好さんが言われているようにきちんと事実を調べていただきまして、委員会が無理なら本会議でもちゃんと説明していただきたいなと思っております。先程市長は、調べればわかることとおっしゃいましたので、調べていただけたらと思います。以上です。

委員長（河本芳久君） はい、どうぞ。

市長（村田弘司君） あの、この件は、なぜ私も議会の基本条例に基づいてやっていただきたいということも、もちろんありますけれども、坪井委員はご承知のように、非常に複数、市を訴えておられます。原告です。その原告として裁判係争を優位に行うために議員という立場を使って、その傍証、証拠をうるためにこの議会の場を使われるようであるんでないかということ、皆さんがおそらく思っておられる部分があるんでしょう。だからなかなかお話が出ないんだろうと思います。

私は、いろんなことで来られます。その報告は私のほうにあがってます。一言一句言われたことがわかっています。これは、裁判に使うことだということをおっしゃられることもあります。本人は、覚えておられないかもしれないけれども。結局ですね、そのことが根っこにあるから、それを公のこの美祿市のために、この議会にはあるというふうに私は認識してます。執行部がやることがもし違った方向に行くようであれば、議会のほうで本当に真っ当な議論をしていただいて、それをチェックしていただいたらいいんですよ。しかしながら、個人的なことにこの議会の場を利用するということがあっては、私はならないというふうに思ってますんで、そのことをちょっと付け加えさせていただく。

ですから、今回、もし、会派代表者会議で私どもに求めるとおっしゃって、地番のほう、日にちが経ってますから、地番が動いたということですから、もう瑕疵でしょう。それを切り替えてなかったとかそういうレベルの話だろうと思いますけれども、いずれにしてもこのことは、先程から事業団、事業団とおっしゃるけれども、事業団がかんだ裁判行為は、随分起こされてますんで、そのことに関係あるかどうかわかりません。ですから、私どもも顧問弁護士をお願いをしておりますから、担当部署に坪井委員が行かれたときも、このことは、すぐお答えできません。どう考えてもそのことに関係あるという感じがするから、一応顧問弁護士に相談させてもらうということ、ちゃんとご明確に申し上げておる。そしたら急にここでぽんと出て、議会という立場を使ってそのことを話し出されたから、ここをその場に使う

れるのかなと思ったから、議会は毅然として峻厳として立っておるもんだらうと私は理解しておりますんで、個人の思いで議会が動いてええものかどうかということをも思ったから申し上げた。

ですから、私がもし議会の総意で求めるといわれたら、おかしいことはしてないですから、いくらでも出せるんですけども、一応顧問弁護士に相談させていただいて、これは裁判行為と関係ないということの顧問弁護士のご判断があれば、その時はお出ししますけれども、顧問弁護士からいや裁判行為にこれは影響があるから、このことについては、差し控えてもらいたいということのご判断を頂戴できれば、そのときはそれなりに対応させていただきたいということをつけ加えさせていただきたい。以上です。

委員長（河本芳久君） はい、どうぞ。

委員（坪井康男君） 市長さんは、今、裁判行為云々とおっしゃいますけども、私は、裁判のことを一つも申し上げてないですよ。自分でおっしゃたらだめじゃあないですか。自分で係争中の事件に関係あるとかないとか、それはおかしい。（発言する者あり）ちょっと黙って下さい。人が発言してますから。発言してます。（発言する者あり）発言してます。雑音を入れないで下さい。おかしいです、市長さんのお話は。じゃあ裁判は何を裁判してますか。（発言する者あり）手を挙げて言って下さいよ。（「どうぞ」と呼ぶ者あり）どうぞって、何で、そんなにやけくそになったらいかんじゃあないですか。無茶苦茶じゃあないですか。裁判をしているのは、あなたが600万もお出しになったから違法だという裁判をしとるんですよ。ひとつも企業組合の本社事務所がどこにあるなんて裁判のさの字も関係ない。いいですか、もうちょっとしっかりして、きちんとした反論して下さい。何か抽象的な、裁判、関係あるとかないとか、それこそ市長さんとしてあるまじき発言じゃあないですか。やめて下さい。

委員長（河本芳久君） はい。

市長（村田弘司君） けんかになったらいけないから、これでやめます。あのですね、係争をされて、一方当事者である市とその中高年雇用福祉事業団との契約関係のことですから、その一方のほうがとてもあやふやで信用性がない団体であるということを経験の中で傍証しようとしたときに、事務所が道路の上に建っていると。非常にあやふやでしょう。だからそういうことに使われる可能性があるということ

がありますんで、申し上げたということです。

ただし、それは、地番のおそらく間違いでしょう。でしょうけれども、それを議会の場を使ってちょっとその程度のことで、本人もおっしゃったけども、それをこの議会の場を使って、その地番の間違いを追求するというのがこの議会としてふさわしいかどうかということ、議員の方が考えられたらわかるじゃあないですか。聞かれたらすぐお答えできますよ。その地番の違いぐらいは。ただそれだけでしょう。

委員長（河本芳久君） はい、どうぞ。

委員（坪井康男君） さっきから申し上げているように、3058番地の3で認証を受けて、登記もしてある。郵便物がそこにいったら、郵便物どこに受け取るんですか。ですから、あなたのおっしゃるようなことちょっとおかしい。そんなことじゃない。もっと実務的、きちっとしたことがあるんですよ。郵便局はそんなに気を利かせてませんよ。どうですか。もっと自主的な話だから。

委員長（河本芳久君） はい、それじゃあ。いろいろ言い分が舞っておりますが、委員の皆さんとして今、山中議員のほうからは、やはり市の財産管理において疑義が生じれば、それを調査してもいいんじゃないか。今、この場で報告できなかったら、本会議でも一言そういったことについて結果を報告していただければ、いいんじゃないかというご意見。他の議員さんどうですか。はい。

委員（竹岡昌治君） あの、先程、私、自分のことを申し上げました。議会で地方自治法上92条の2、いわゆる兼職禁止の件。議会でそのそれぞれの議会で決めなさいと。こうなってるんですね。にもかかわらず、私は何回か主張しました、それを。どうなんですかと。全議員に対して127条を適用してやりましょうやと。こういう話をしたら、今、坪井さんがおっしゃったとおり誰も何にも言わない。ある人は、当てられても言わんっておっしゃった。私はやめました。地方自治法が守れない。そんな形で進んでいるわけです。挙げ句の果てに広島に提訴されました。議会で議論してるんですよ、にもかかわらず。ですからそうした方がいらっしゃる委員会には、この件については関わりたくない。こう申し上げたんです。

なぜかってたら、私のときも一緒なんですよ。もう、あれぎりおやりにならんだろうなと。こう思っていました。議会の中で議論されるだろうなと。こういふうに思っていました、その前にやるべきことは、127条の地方自治法で議会が議論する

ことなんです。そうでしょう。にもかかわらず、ある企業に対しては、あなたは責めんからなと。竹岡じゃから責めるって言っとてんです。そんな議会活動がありますか。だから私は出ないって言ったんです。以上です。

委員（坪井康男君） 本来、その話をお出しにならんとおっしゃってました。あなたはね、倫理条例に違反してますよ。ご自分でそういう自覚ないんですか。自分で違反しといて、何で人のことをおっしゃるんですか。簡単ですよ、あなたは決算書をお出しになれば簡単じゃないですか。

今、いいですか、92条の2に該当するか否かの判断は、Aルート、Bルート、二つあるんですよ。一つは議会の決議、それが不服なら県知事宛にやる。その県知事の裁定まで不服ならば、広島高裁へ提訴。もう一つは、公職選挙法に基づく選管、県の選管、広島高裁。このAルート、Bルートがある。

あなたはさっきからおっしゃってるのは、Aルートばかり、議会が決めること、議会が決めること。議会は決められませよ。あなたがちゃんと市との契約高が何ぼって出して、あなたが決算書をお出しになれば、それで一発で終わりじゃあないですか。簡単に自己の潔白を証明できるのに。何かちらちらと、選管に何か4分の1以下だとか出されて、あとははあ知らんて。県の選管からも問い合わせがあっても俺は知らんと。個人的な遺恨行為だから、俺は知らんって。あんなことは、竹岡さんおかしい。

委員（竹岡昌治君） 議論すまあとおっしゃるじゃけど、おかしいとおっしゃるから言うわけですが。いいですか、国税法に基づいて決算書に付ける付属書類の中に、法人の概況説明書というのがあるわけですね。それを選管に出したんです。同じもんなんです、中身は。よりもっと決算書より詳しいんですね。それを提示したけど、竹岡候補が出したんじゃから客観性がないって言うて、県に不服申請出された。じゃあ私がお願いしたのは、人に泥棒じゃあ、泥棒じゃあって言うんなら、具体的な資料を出して、そして言われるほうが私は人間性があると思いますよ。にもかかわらず、あいつは、泥棒じゃあ、泥棒じゃあって、調べるのはお前らが調べえ。こんな論法はないですよ。

ですから、今度は、広島にやられましたから、司法の手で国税局から出ると思います。出せないかもしれません。しかし私が出しても、坪井さんは、私が出した控えなら客観性がないと。こうおっしゃってるわけですから、やりようがないです

ね。ですから、私怨だっていうのは、何で私怨って僕は言ったかっていうたら、本人がしゃべっちゃってやから仕方がないから、そういうのがいっぱい耳に入ってきた。だからそう申し上げただけで、現実にはちゃんとした書類を出してるにもかかわらず、それは、私が出したんだから客観性がないと。こうおっしゃるわけですね。じゃあ次はもう出しませんと、私は。国税局から取って下さいと。私の、株式会社タケオカの決算書を含めて取って下さいと。こう申し上げただけです。

委員（坪井康男君） 全くおっしゃる事実と反してます。県の選管は、竹岡委員さんにちゃんとした決算書を出してほしい。それが出れば、あなたの潔白は、もうその瞬間、証明できるんだから、出してほしい。（発言する者あり）人が発言してるんです。まだ（「あなたは嘘を言いよる」と呼ぶ者あり）いいや、嘘じゃない。ここに債券書がありますよ。持ってますよ。提示しますよ。あなたは嘘を言ってます。（発言する者あり）発言しているんですから、発言してるんだから止めて下さい、委員長。（「テレビの前で堂々と嘘をついて」と呼ぶ者あり）私はテレビの前ではつかない。あなたこそ嘘をついている。いい加減なことを言わんで下さい。県の選管から求めに応じたけど、俺は出さんと。坪井康男は個人的な遺恨行為だから俺は出さんと言って、提示されておらない。

委員（竹岡昌治君） ちょっと弁明の機会ぐらい与えて下さいよ。私3点出しました、おっしゃるとおり。県の選管から来るのは、いつか総務企業でも行政不服審査法に適用されて云々かんぬんって申し上げたら、坪井議員がばんと言われたから私は黙りました、あのときも。しかし、行政不服審査法に基づいて物事は動いているわけですよ。（「違う」と呼ぶ者あり）違います。（発言する者あり）その条項に基づいて、私に23条やったか、26条やったか覚えてませんが、資料を出して下さいと。それを承諾ですか、拒否ですかということだったです。

ところが中身を見させていただきましたら、決算書を出せじゃあないんです。税務署の証明のあるものを出せっていうんです。税務署に私がコピー下さいって言ったら、出せないって言われたんです。出しようがないんです。出さないじゃあなくて出しようがないから、私は文書で回答しました。

一つは、地方自治法、美祿の議会では決められていますよと。

一つは坪井さんが個人的な感情でやられてると。これは、本会議場でも言われましたからね。議長さん、お宅とどこか知りませんが、安心して下さい。私が思っ

ていないんですからって。こんな発言ありませんよ、普通。まあ、それはいいとしまして、したがってそうした私怨に基づいてやられるんならね、これ報道機関も言っていました、やられるんなら、私は応じませんというのが一点。

もう一点は、行政不服審査法に基づいて私に請求するならば、申立人に請求するのがもう一つあるんです。申し立てをされたと思いますと。要求されたと思います。さっき申し上げた泥棒、泥棒と言うんなら証拠を出しなさいと。おそらく言われたからあるだろうと。したがって、それがあんならいいじゃあないですかっていうのが一点。だから私は3点について回答を申し上げております。おそらく情報開示で取っておられると思いますよ。私が出した文書も。

私はきっちり3点ほどそういうふうに申し上げて回答しております。したがって、拒否はしたわけじゃあないんです。拒否じゃあなくて、出せない。出せないものをくれえとおっしゃったって取りようがない。したがって出せませんと。こういう回答を申し上げました。以上です。

委員（坪井康男君） これだけ、もう一回言わせて下さい。竹岡さんは根本的にあなたは法令をご存じない。まるで違います。私は、今回、広島高裁に提訴したのは、行政不服審査法に全く無縁であります。あくまでも公職選挙法の206条に基づいてやっておりますから、あなたは、あんまりでたらめなことを言わんで下さい。

委員長（河本芳久君） はい、それじゃあ、今、この委員会で今の発展しましたが、一応討論やる。（発言する者あり）それじゃあ、今の件については一応、執行部に対して、答えていただく、回答していただくという要望もございました。今のよう、それに対する反対意見もございました。

他の委員さんたちもいづれかに意思を表示していただきたいんですが、それができかねれば委員長の判断で、処理してよろしいですか。それとも、いかがいたしますか。（発言する者あり）今のよう委員会として、今の執行部に…。（「委員会として」と呼ぶ者あり）はい、どうぞ。

委員（高木法生君） 先程坪井委員さんのほうから、総務企業のその他の項ということでお話がありました。これはまあ、指定管理の関係は私どものこの委員会にも関係あるかと思いますが、先程のことで基本条例のことについても多少触れているかなということを感じるものがありますので、会派代表者会議でですね、どの委

員会にということでご検討願ったらと私は思っています。

委員長（河本芳久君） ほかの委員さん。会派代表者会議で一応今の案件については、処理を一任するということによろしゅうございますか。（「いけません」と呼ぶ者あり）今、これは本委員会で質問が出たんだから、本委員会に対する回答か、または、本会議で説明を求めると、こういうことです。委員さんたちどうですか。はい、村上委員。

委員（村上健二君） まあ、誰も拡大解釈すりゃあそねえなるけど、問題点は簡単な問題ですよ。委員会で取り上げんでも、議会で取り上げんでも、執行部のほうでちょっとその件を調べてみたらどうですか。あんまりやらんと。裁判の対象になるとかならんとかいう問題を抜きにして。そのほうがええと思います。

委員長（河本芳久君） それでは、今のようなご意見もございまして、まあ、道路敷きにあるのか、その後登記上いろいろ変遷があって、こういうふうになっておりますと。その事実のみを本会議において、ご説明願うということによろしゅうございますか。（発言する者あり）今すぐ簡単にできれば、（発言する者あり）（「基本条例を無視してやるんやったら、やっちゃってもええっちゃ」と呼ぶ者あり）今のように基本条例でもう一遍検討して、やるという意見も今出てるんです。どうしますか。はい、西岡委員。

委員（西岡 晃君） あの、基本条例では、こういったことを想定されて作られると思うんですよね。こういった議会が紛糾した時とかの資料請求は、やはり議長の決裁で、そこが一番大きなところかなというふうに思っています。今、委員長からの発言で、この委員会でって言われますけれども、基本条例では、委員長から執行部に対しての資料請求というのは、できるようにはなってないんですね。そういう意味で、ここは委員長とですね、議長と相談されて、こういう紛糾した問題ですので、方向性を議長と委員長のほうで話しされて、進めていただければというふうに思います。

委員長（河本芳久君） はい、それでは一応方向性として、本委員会で即調査云々ではなくって、この取り扱いについては、会派代表者会議なり、または基本条例にのっとっての対応だからということで、もう一度取り扱いについて再検討させていただくと。これは委員長と議長で話し、その方向性について、皆さん方にお知らせすると、こういうことによろしゅうございますか。（発言する者あり）

委員（竹岡昌治君）　そこまでやってんなら、地方自治法の、私が前回も6月議会で言った127条の件についても取り上げて下さい、委員長。

委員長（河本芳久君）　はい、坪井委員。

委員（坪井康男君）　それは全く関係のない話じゃないですか。何で議会でやらんにゃいけないのですか。議会でやるんだったら、あなたが決算書を出し、市との契約高をお出しになれば、議会でやるまでもないじゃないですか。何を議論されるんですか。おかしいことをおっしゃる。何か訳がわからん。あなたのおっしゃることは。

委員（竹岡昌治君）　いや、わかってもらわんでもええから。私が申し上げてるのは、127条。私のことじゃないですよ。127条で徹底的にやりましょうやって言ってるだけで、あの、わからん人は、はあええから。

委員（坪井康男君）　判例がちゃんとあるんですよ。判例がちゃんとあってね、そんなやるまでもない。なにをちゃんちゅうか、水掛け論をわっさわっさ朝までやる気ですか。そんな馬鹿なこともうやめて下さい。

委員長（河本芳久君）　それでは一応、執行部への質問とまたは情報開示に関わって、今、今回質問として出された案件についての処理は、おって処理の方向性について皆さん方に報告させていただくと、こういうことでよろしゅうございますか。一応議長と取り扱いについて協議したいと思います。（発言する者あり）いや今の最初の質問のことだけです。（「私のほうは無視ということでもいいですね」と呼ぶ者あり）そのことは、どういうふうにするか、それらも含めて（「竹岡議員が発言されたことは取り上げないということですか」と呼ぶ者あり）（発言するものあり）

委員（坪井康男君）　議論するって何の議論するんですか。あなたが決算書を出されて、市とのあれは1,000万円ですから、そのことでもう終わりじゃないですか。（「私のことを言ってるわけじゃない」と呼ぶ者あり）誰のことをですか。（発言するものあり）じゃあ全体の皆さんの決算書を出しますか。関係ないじゃないですか。（発言するものあり）

委員長（河本芳久君）　127条の件もということであれば、そのようにしますが、それはちょっと。

委員（竹岡昌治君）　いいですか。人の話は無意味だ。あほばかちゃんまでは言う

ちゃあないけど、自分のことだけは取り上げろと。そねえな話はないでしょう。委員長さんはしかもひとつしか取り上げない。僕は試してみただけ、どねえしてか。やっぱり片方は無視。

委員長（河本芳久君） 今、委員さんの意見を聞きながらということで、未だ委員さんから意見がそのこと出んから。いかがいたしますか。

委員（竹岡昌治君） でしょう。127条になるとみんな黙るん。だからあまり片手落ちの議会運営をしんなっちゃ。

委員（坪井康男君） あなたも手を挙げて言われたら。そんなばかな、127条はね（発言する者あり）あなたがおかしなことを言われるから。

委員長（河本芳久君） 一応今も含めているいろいろな面で、基本条例との関わりがございますから、その取り扱いについて方向性を提案させていただくと。よろしゅうございますか。

以上もちましてその他の項を終わります。

大変時間が延長いたしました。これを持ちまして、総務企業委員会を閉じます。ご苦労さんでした。

午後12時45分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成24年9月10日

総務企業委員長

河本芳久